

教育民生常任委員会
予算常任委員会教育民生分科会

(平成27年12月10日)

○ 伊藤嗣也委員長

それでは、定刻となりましたので、ただいまから教育民生常任委員会、予算常任委員会教育民生分科会を開催いたします。

どなたからもご欠席の連絡はいただいておりませんので、皆さん、出席ありがとうございます。

当委員会におきましては、本日はインターネット中継を行っております。ご協力いただきますようお願いいたします。

本日からの審査順序についてでございますが、こども未来部、健康福祉部、教育委員会の順で審査を行います。部局ごとに予算常任委員会教育民生分科会として、所管部分の補正予算の審査がございます。

また、当委員会に付託されております一般議案の審査として、こども未来部が1件、健康福祉部が2件、教育委員会は1件でございます。

それから、請願について、こども未来部関係が1件、健康福祉部関係が2件、全部で3件の審査がありますが、そのうち請願第7号と請願第9号につきましては、請願者から請願趣旨について意見陳述の申し出があり、当委員会への出席を許可させていただいております。請願者のご意向に基づき、こども未来部関係の請願第9号については、この後、最初に審査を行います。健康福祉部関係の請願第7号については、審査の進捗を見ながら、午後2時ごろからをめぐりに審査を行います。審査の進行状況によっては審査順序の入れ替えを行うことがありますので、ご了承ください。

そのほか、教育委員会所管の協議会の開催と、こども未来部及び健康福祉部所管に関する議員が参画を取りやめた審議会等の報告もありますので、時間の許す限り、よろしくお願いいたします。

なお、協議会に関し、先月11月に策定された四日市市教育大綱につきまして、策定に関する所管は政策推進部となっておりますが、本市の教育施策の根本となる教育大綱については教育委員会が所管する事項と密接に関係するものであり、当委員会の協議会で取り扱うことについての議長の判断がございました。教育委員会の協議会での最初の事項で説明を受けたいと思いますので、ご協力ください。

また、協議会のうち、全国学力・学習状況調査結果の分析については、学校別データに

基づいた報告が予定されており、この部分を秘密会とすることについて、後ほど委員の皆様にお諮りをさせていただく予定でございます。

次に、配付資料のご案内ですが、10月に私立幼稚園協会及び私立保育連盟と行いました意見交換会の内容を取りまとめた概要資料を、本日、事務局より委員の皆様のタブレットに送付しております。PDFデータその他の1ページから12ページです。よろしくお願いいたします。

最後に、11月定例会中における所管事務調査についてですが、今回の委員会は、協議会を含めて多くの案件を予定しておりますので、審査日数の都合上、どうしてもこの11月定例会中、つまり、本日と予備日である12月14日の2日間で調査が必要な事項に限り提案を受けたいと思います。

なお、休会中における調査事項のご提案がある方は、最後のその他事項で改めて提案を受けたいと思います。

11月定例会中に所管事務調査を行いたい事項はございますか。

(なし)

○ 伊藤嗣也委員長

それでは、今定例会中には行わないことといたします。

審査順序に基づきまして、こども未来部に関する請願の審査を行ってまいります。

請願者をお呼びしますので、しばらくお待ちください。

請願第9号 市立あけぼの学園の発達支援と途切れのない支援の充実を求めることについて

○ 伊藤嗣也委員長

それでは、請願第9号市立あけぼの学園の発達支援と途切れのない支援の充実を求めることについての審査を行います。

本請願の審査に当たりまして、請願者の方が請願趣旨についての意見陳述を行うためお越しいただきました。

それでは、これより審査を行います。

まず、請願文書の朗読を事務局に求めます。

(事務局朗読)

○ 伊藤嗣也委員長

請願の趣旨はお聞き及びのとおりでございます。

請願者の方は請願者席に移動してください。

教育民生常任委員会委員長の伊藤でございます。本日は、お忙しいところ、当委員会にお越しいただきありがとうございます。

これから本請願についての趣旨をご説明いただき、その後、委員より質疑をさせていただきますので、よろしくお願いたします。

それでは、請願者の方に請願趣旨についての意見陳述を行っていただきますので、よろしくお願いたします。どうぞ。

○ 請願者（佐藤）

西日野にじ学園のPTAの会長をしております佐藤と申します。どうぞよろしくお願いたします。

きょうは、あけぼの学園の関係でちょっと請願したいことがありまして、来させていただきました。

あけぼの学園のほうでは、西日野にじ学園のほうにも、放課後等デイサービスであったり、児童発達のほうに関して、子供の支援に関して、保育所等訪問支援といったサービスを提供していただいております。実は、西日野にじ学園の子供たちというのは毎年ふえておりまして、ご存じの方も多と思うんですけども、発達障害のお子さん、早期発見で、大変よく、早期に見つけられて支援というものが広げられてきまして、西日野にじ学園の子供たちも毎年15人ぐらいふえているんですね。この少子化が続く中、子供たち、毎年15人ずつふえておると。地域の小学校、中学校においては、毎年25人ぐらい支援学級籍のお子さんがふえてきております。

このような実情の中で、支援のお子さんがふえている中で、西日野にじ学園のPTAも、放課後等デイサービスというふうな新しい事業ができまして、大変希望を抱いております。その中で、先般、11月20日に市の関係者をお招きしての懇談会というふうな形で開催しま

したところ、西日野にじ学園としましては、私たちの子供は月1回あけぼの学園のデイサービスを利用させていただいているんですが、地域のお子さんだと週1回利用できるというような実情がありまして、利用回数をもうちょっとふやしてもらえないかなといったようなお話をしましたところ、いやいや、事業に関しては廃止の方向であって、縮小していかならんのやというようなことをちょっと突然通知されて、保護者は大変動揺しておるようなところですよ。

私たちの子供というのは、地域のデイサービスなんかに行きますと、お客さん扱いになってしまって、やっぱりなかなか自発的なコミュニケーションがとりづらいようなお子さんですので、学童保育のような形のデイサービス、たくさんできましたけれども、子供をただ単に預けるだけというのは誰も望んでいないわけなんです。子供に対して別に丁寧な支援をしていただけるあけぼの学園さんのようなデイサービスをぜひ維持してほしいということをお願いしたくて、1項目として上げさせてもらいました。

それ以外にも、友達のきらら学園さんの方に関しても、きらら学園のほうに移転、近くに来るであろうということも想定して、あけぼの学園さんが来てもらったら、我々の重身の子供たちも少しでも社会参加の場が広がるであろうということを期待してみえまして、医療ケアの必要なお子さんのためにもぜひ事業を継続していただきたい、廃止はしないでほしいということをお願いしたいと思います。

2番目に関しましては、保育所等訪問支援という名前がついていますが、支援学校にも来ていただいているサービスでありまして、これに関しましては、申し込みをすると、本当は申し込んだときが一番子供が落ちついていないので、どんなふうに支援環境を整えたらいいか、アドバイスを欲しいわけなんですけれども、申し込んでも、約3カ月たってこないと申し込めない。特に、学校を移動したときとか、中学部から高等部に上がる、小学部から中学部に上がるというような形で、移動の時期に環境の変化になかなかついていけない子供たちが、すごくパニックを起こしたりとか不適応を起こしたりします。そのような時期に支援を欲しいんですけれども、そのように申し込んでも、なかなか必要なサービスが受けられないというふうな状況にあって、大変不安に思っていますので、支援が必要なときに対応できるようにしていただきたいと思っております。

3番目に関しましては、あけぼの学園さんの卒園された保護者さんからよく聞くお話なんですけれども、あけぼの学園さんのほうで療育で通園でというふうな形で通っていて、卒園して保育園や幼稚園に行くというような状況になるわけなんですけれども、そういう

ふうな状況になって、しばらくして、やっぱりちょっとうまく適応できないな、うちのほうにあげぼの学園の訓練士さんに来て環境調整してほしいなというふうに相談をかけると、いやいや、もうあげぼの学園を卒園したので、よその相談事業所で対応してくれという話です。親にとったら、何度も何度も同じ話をまた新しい相談員さんに一からこんなふうな、うちは生まれつきこんなんでって説明せなあかんわけですね。このようなちょっとたらい回しになるようなことはぜひやめていただいて、あげぼの学園を卒園したお子さん、本当に学園さんでもじっくり育ててこられたお子さんですので、一貫した、きちんと計画も引き続いてやってほしいというふうなことを要望されておりました。私も聞いておりますので、こちらのほうにお願いさせていただきました。

4番目の事項に関しましては、学園の事業に関して、西日野にじ学園のPTAのほうでは、このような、私たちは意見交換というふうな形で、デイサービスは今後こういうふうにしてほしいというような願いを伝えたところ、いきなりこういう方針であるというふうな形で、上から目線と言ったら変ですけれども、親にとったら、とっても深刻な、自分の子供の療育の場がなくなるというのはすごいデリケートな話なんですけれども、そういったことはもうちょっと丁寧に話し合いの場を設けて、ぜひそういったいい療育の形で続けられるような形、あるいは、どんな工夫ができるのかなというふうな話を話し合える場をぜひ設けていただきたいと思います。お伝えに参りました。よろしく願いいたします。

○ 伊藤嗣也委員長

ありがとうございました。

請願者の意見陳述はお聞き及びのとおりでございます。

請願者の方に対しまして、委員の皆様からご質疑がありましたら、よろしく願いいたします。理事者への質疑につきましては、後ほど時間を設けますので、その際によりしくお願いいたします。

質疑はございませんでしょうか。なしでよろしいでしょうか。

○ 中川雅晶委員

質疑自体は、請願者に対する質疑はないんですけれども、これ、結構、請願されている内容というのは、非常にこの事業のソフトの重要な部分の、私たちが一番この移転に際して危惧するところの部分の的確に四つに請願をされているので、ここが抜けて移転事業は

僕はあり得ないなと思っていて、ほとんどそれがなっていないですよという請願なので、ちょっと驚きと、これは大変な課題かなと思って今お伺いさせていただいたんですけど、本当にこれを担保していくという切実な、多分当事者の声ということで、ここの中でも、特に当事者と話し合う場をきっちりと設けてくださいということが一つ、現場の声を聞いてくださいという声が聞こえてくるんですけど、やっぱりそれは保護者の中でも、あけぼの学園に対してこの辺をきっちりやってほしいとか、それからまた、放課後等デイサービスについても、いきなり縮小の話が出てきたと請願の中に入っているんですけども、では、多くの民間の事業者ができ上がった中でも、特に、ただ数がふえただけではよくないということが裏側にあるのかなと思うんですけど、その辺の放課後等デイサービスがたくさんでき上がって、その中でもやっぱりあけぼの学園の公としての責務として放課後等デイサービスを何とか継続してほしいという声やと思うんですけど、その辺をもう少しわかりやすくお願いできますか。

○ 請願者（佐藤）

放課後等デイサービスというのは平成24年に法制化されまして、現在、市内に15カ所、急速に広がってきています。西日野にじ学園の子供たちも確かに出かけるんですけども、先ほど言ったように、やっぱり重い障害があって、1対1でつかなければいけない、お子さんに3対1、4対1みたいな形で付き添ったりとか、プログラムも、どちらかといったら、軽度者のプログラムについていかならん。そうすると、どうしても支援学校に行っているがゆえにゆっくりのプログラムが必要なのに、また早い道路に乗らなあかんみたいな話になって、ちょっと乗り遅れが出ると。子供たちはやっぱりそれでなかなか行きづらいというところがあったりとか、行ってもなかなか必要なものが身についていかないというところも課題としてあります。

放課後等デイサービスの事業所さんにお聞きすると、私たちがやりたいことはやりたいんだけど、なかなか手が足りない、場所が足りない、療育を行う道具がない、スペースもない、いろんなお話を言われて、デイサービスの事業所さんも質を向上していきたいんだけど、いろいろちょっとストレスもあるというふうなお話も聞いたりもします。実際、私たちにとったら、あけぼの学園、私の子供だったら、本当に3歳から18歳まであけぼの学園さんにずっとお世話になっているわけで、非常に期待していますし、訓練士さんも多数おられまして、専門性も非常に高いんです。児童発達をやっている事業所さん、放課後

等デイサービスの事業所さんにお聞きして、いろんなところで研修されたらどうですかと聞いたら、研修の場もありませんというようなことをおっしゃられるんですね。やっぱりこういう市で今、中核的な事業をやっている、これまでのノウハウがきちんとある事業所で市の施設があるわけですので、そういったところで人材の育成もやっぱりあけぼの学園の中では本当は今後担っていかなあかん部分、こことは違う話ですけども、実際そんなようなこともしていただきたい。やっぱりそういうようなことがあれば、地域の私たちの子供たちも、いつまでもあけぼの学園さんばかりじゃなくて、地域にも出ていける時期も来るんじゃないかなというふうなことをちょっと期待しております。

非常に放課後等デイサービスは期待はしておるんですが、今、本当に数がふえただけで、ふたをあけると、子供たちの、本当に学童保育のような形に陥っている場所がまだ数多くあって、とても預けられなくて困っていると。それが我々にすると、今、月1回しか行けないあけぼの学園を週1回に、普通の療育の回数に戻してほしいという一つの親の純粋な願いではあったんですけど、それがちょっと実際のところ難しいというようなことだと、本当にもうつらい話ではあるんです。

○ 伊藤嗣也委員長

ありがとうございます。

○ 中川雅晶委員

ありがとうございました。

全体的に放課後等デイサービスの質を上げる意味においても、いろんな役割があるんじゃないですかということの趣旨のご説明をいただきまして、ありがとうございます。

以上、いいです。

○ 伊藤嗣也委員長

他にございますでしょうか。

(なし)

○ 伊藤嗣也委員長

他にご質疑もないようでございますので、質疑はこれで終了といたします。

請願者の方は傍聴席にお戻りください。

それでは、理事者のほうから補足説明がありましたら、お願いいたします。

○ 市川こども未来部長

座ったままで失礼いたします。

請願をいただいたということで、意見交換ということなんですけれども、実際に11月20日にPTAさんの主催した意見交換会に園長その他関係の者が出席させていただきまして、意見交換をしたというふうな報告を受けております。

その中で、今回、請願が出された事項につきまして、放課後等デイサービスにつきましては、これは児童発達支援センターの必須事業ではないということを確認させていただきたいと思います。当初、公としてこのサービスを実施いたしましたのは平成24年で、23年度時点で法改正があって、この事業が始まると。そのときに手を挙げてくれる事業所がないかもしれないというのがあって、そのときに聖母の家さんとか垂坂山ブルーミングハウスさんが手を挙げてくれるのではないかというような予想はあったんですけれども、やっぱり公的機関としてもきちんと放課後等デイサービスをやっていくべきではないかという議会でのご質問もあり、あけぼの学園でも実施を始めたところでございます。

民間の事業所さんも、当初から比べますと、3カ所だった事業所が、現在は非常に多くの、計42カ所の事業所さんでやっただいていてということもあり、300万円台で始まった事業費も、現在は3億5000万円に迫るような実績で今年度は実施というような形になっております。

ただ、先ほど請願者さんがおっしゃったように、事業所の質の向上、これについては、やはり行政としてもしっかり関与していかなければならないと思いますし、昨年の議会でも、放課後等デイサービスのガイドラインが国から示されており、それに対して市町ができることをやっていくというか、今年度は保護者の方にアンケートをとらせていただきまして、各事業所がどのようなデイサービスの中身をやっているのか、きちんと情報提供、あるいは情報の交換、そして、保護者の意見を聞く場が設けられているかとかいったことについて調査をさせていただき、今回、議会の皆様にも資料としてアンケート結果を示させていただいたところでございます。

そういった面で、公的な機関の児童発達支援センターとしてあけぼの学園に大きな期待

が寄せられていると、そして、保護者の皆様とのこれまでの信頼関係を損ねることのないように、移転整備に当たっても、きちんとそれを配慮してまいりたいというふうに考えております。

このような請願を受けなければならないのも、私としては非常に残念ではありますが、実際に平成24年度に児童発達支援センターとしてスタートして以来、ことしで4年目でございますが、相談支援、あるいは保育所等訪問支援事業について、これは必須事業でございますが、まだまだやはり改善の余地があるという考えでおりますので、そのところは理事者としても保護者の皆様の願いを踏みにじることがないように精いっぱい努力をしていきたいというふうに考えております。

以上です。

○ 伊藤嗣也委員長

ありがとうございました。

理事者からの補足説明はお聞き及びのとおりでございます。

委員の皆様から理事者への質疑がありましたら、お願いいたします。

○ 中川雅晶委員

今ほど11月20日に意見交換会が行われたというところの行政側からの見解というか、意見があったと認識はしましたけれども、ただ、意見交換会とおっしゃっていますけれども、どうもこの請願を見ると、意見交換会ではなくて、ただ報告があったという程度の話で、しかも、それも唐突に縮小というか、放課後等デイサービスを縮小していくんやと。それは必須事業ではないので、当初はなかった民間事業者も多数でき上がってきたので、市としての役割は縮小、廃止の方向ですというような説明で、そのロジックはわかりますけど、ただ、私たちも決算とかで審議する中で、たくさんふえましたが、じゃ、一体その質はどうかというところであったりとか、また、軽度の子、それから重度の子をどういうふうに対応されているのかというところで、決算の中でも中身が問題になっているところで、放課後等デイサービスの質の担保をどうやって確保していくかというところは、当委員会においてもたびたび議論の争点になってきましたし、そういうところの観点から見ると、やっぱりたくさん出てきて、これからの行政の支援のあり方というのは、当然、先ほども言われた人材とか研修とか、いろんな側面の支援と、また、行政の責任として放課後

等デイサービスをしっかりと担っていくというか、責任を持って、この事業も中心に据えて、他の民間業者の質も上げるという役割も含めて、側面の支援だけではなくて、本丸として重度の子たちもしっかりとここで受けとめていくんやというところの姿勢があるかないかという、11月20日の説明というのは、どうもその姿勢は腰が引けているというふうに捉えられていると。僕らも、その文言とか今の部長の説明を聞いたら、そう捉えざるを得ないのかなって思うんですけども、その辺、ご意見がありましたら、お願いいたします。

○ 清水あけぼの学園園長

あけぼの学園の清水でございます。

この11月20日、私が出席させていただきまして、放課後等デイサービスについての事業を廃止していきたいんだという旨の提案を皆様にさせていただいたというところでございます。

このような請願をいただくというのは、私どもの説明不足といいますか、言い方が悪いというか、そういうところが大きいにあるところだと思います。ただ、私どもとしては、やはりあけぼの学園というところで、皆様、療育をされてこられた方々でございますので、できる限りかかわっていきたいというような思いは今現在もちょうんと持っております。ただ、平成24年の児童福祉法の法改正によって、あけぼの学園にいろいろな責務が課されてきたというところら辺で、限られた中でどのようにあけぼの学園を児童発達支援センターとして誇れるものにしていくかという中で、そういう事業の縮小というのも必要ではないかというところで発言をさせていただいたというところでございまして、公的な責務を全てなくしていくというようなつもりで発言したところではないというところだけのご理解いただきたいと思います。

○ 中川雅晶委員

放課後等デイサービスの事業だけを捉えれば、市として大きな方向転換をするということをご提案されたわけですね、この11月20日に。であるならば、意見交換というのは、さまざまな意見をお伺いして、その上で政策の方向性を決定していく、参画してもらうという立ち位置で意見交換するのであれば、僕は全然いいと思います。それは意見交換やと思いますし、その上でいろんな選択肢があって、市が最終的にこういう方向でという提示をさ

れるのであれば、まだ理解ができる場所ですけれども、そういう手順も踏まずにいきなり、いや、もう縮小、廃止の方向ですということ意見を交換ではなくて決定を——提案と言われましたけれども——提案されるということの姿勢自体が僕はいかがなものかなって思いますし、そのいかがなものかなという姿勢が今回の請願の根底にあるように感じてならないんですね。これは大きな問題です。これだけではなくて、移転に際しては、四つ上げられたほかにも三つの重要な視点を上げられているんですけれども、いわんやほかはというふうに思わざるを得ないし、それをなしにただ場所だけ移転するような今回の事業であってはならないと僕は強く思いますので、強く申し上げておきます。

○ 土井数馬委員

理事者に対してというよりも、こういうお話が出るときに、いつも私ども思うんですけれども、やっぱり私ども考えがつかないような苦勞があることも間違いないと思うんです。そんなときに、やはり親の思いというものを十分に受けとめて一緒に考えていくのが私は行政だろうというふうに考えております。

部長の、中身について不安視するのは十分に理解できるし、考えていくというふうなご答弁もありましたし、PTAの会長さんについては、これからもやはり、せつかくきらら学園や新しく民間の医療機関が来るということで、私自身なんか物すごく期待をしておったんですけれども、実際に利用する方、あるいはあけぼの学園を今まで利用していた方にどこかこういったことが出てくるということは、まだまだ不安があるということ、11月20日に話し合いがあったと言いましたけれども、今、中川委員が言いましたように、ちょっと不足をしていたんじゃないか、やり方がですよ。

それから、最後の4項目めからは、1、2、3の話がまた出てくるんじゃないかと思えますので、話し合う機会、場の準備というのをまずすべきだったんじゃないかというふうに思います。だから、会長さんなり役員さんなりと所長がまず事前に下合わせをして、こういう話をやっていきたいんだと、そういうふうな話で、ほかの親との場で話し合いをして進めていっていただいて、安心をしてもらうということが私は大事だと思いますので、この請願の趣旨については賛成したいというふうに思っております。それも込めての意見でございます。

○ 伊藤嗣也委員長

ありがとうございました。答弁はよろしいですか。

○ 土井数馬委員

いいです。

○ 伊藤嗣也委員長

他にございますでしょうか。

○ 樋口龍馬委員

よろしく申し上げます。

私は、新設に際して機能というのはやっぱり絞っていかないと、お金の限りがあるからというのはもちろんわかっているんですけど、支援に漏れがあってはいけないというふうにも思っています。自分のところは、うちの子は軽度のがあるんですけど、どこが拾っていくのかということが決まっていなかった中では、なかなか今のままで、縮小していくという方向を、あけぼの学園が新しく移転した上でどの機能を持ち合わせるかという検討をする中で縮小という考え方があるのは、場合によってはやむを得ないのかなというところがあるんですけども、ただ、それに伴って、どのようにどこが拾っていくんだということを計画立てていかないと、物すごい不安なわけですよ。

前回、違う場所でも言わせてもらったんですけども、とにかく1学年に発達障害だけでも180人ぐらいの子がおるわけですよ。それとは別に重度の子たちがいて、自閉の子がいて、知的の子がいて、何たらかたらという話になっていくと、とんでもない数が出て、それを18歳まで途切れのない支援で全部あけぼの学園が受けるというのは、僕はどだい無理やと思っています。思っているんですけど、じゃ、軽度の子たちは保育園で、小学校で、集団の中でどのように育まれていくんだという計画が見えてこないといけないと思いますし、重たい子たちの中で民間に任せられない子というのは絶対いると思うんですね。専門性も要しますし、今の放課後等デイサービスの開所要件というのは、非常に緩いと言ったらあれですけども、必要とされる資格も少ないですし、専門的に当たっていくというのは非常に難しいところがあるというふうに思っています。

私自身は、正直、自分も軸になってどこかに一つつくらなあかんかなと思うぐらい、四日市には専門性があるところがない状況、例えば、感覚等を図っていくような教育をして

くれるのかといったら、ただ単に子供を集めてきて、障害を持っていてもうちでは受け入れますよという学童保育所があるにとどまっているのが現状だと思いますので、それをどのように教育をかけながら民間に渡していくんだという視点でもやっていかなあかんのかな。ただし、今の時点での縮小とぼんと出てくると、この請願が上がってくるのも自明なのかというふうに思っていますので、請願については賛成の方向できようはいきたいなというふうに思っておるんですけども、あけぼの学園の機能として今後持っていくかという計画はとても大事だと思います。そこにひもづいて、今まであけぼの学園が持っていた機能をどのように渡していくんだという計画もあわせて示していかないと、絞るところについては非常に難しいのかなというふうに考えていますので、そこは検討を今後よろしくをお願いします。

○ 伊藤嗣也委員長

答弁よろしいですか。

○ 樋口龍馬委員

あれば。

○ 市川こども未来部長

あけぼの学園、平成30年度途中の開所を目指しておりますけれども、当然、計画を練っていくに当たっては、あけぼの学園の保護者の方、また、西日野にじ学園の保護者の方、皆様の意見を聞いた上で計画をきちんと進めてまいりたいと思います。

先ほども樋口委員からもございましたけれども、放課後等デイサービス全体の質の向上、これについて、市が、先ほど佐藤さんのほうからもありましたが、例えばそこで働く職員さんの研修を行うとか、そういったことについてはあけぼの学園にノウハウがあるわけですから、療育の内容の質の向上について、これはきちっとやっぱり責任を果たしていかなければならないと思います。その面に関しましては、保護者の皆様の思いをきちんと捉えまして、きちっと責任を果たしていきたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

○ 樋口龍馬委員

専門的な資格がないとできない療育もありますし、有資格でなくてもできる部分とそうでない部分、そうでない部分については、四日市市であっても人員の確保が困難な状況です。そうすると、やっぱりあけぼの学園が、療育が専門的に資格を有してできる人たちというのが核になって残していかざるを得ない部分があるということはどこかで思っておいていただくのか、そういう療育が専門的にできる方たちをどうやって育成していくんだということも含めた今後の見通しというのは立てていかないと、正直、ふえる一方の時代になってきていますので、あわせて検討して行ってください。これは答弁は結構ですわ。

○ 太田紀子委員

今、樋口委員からもいろんなお話があって、私と通ずるところが多くあったんですけど、やっぱり何でもそうなんですけど、調査しました、アンケートで調査していますって聞くんですが、なかなかそれが生かされていない実態、例えば、先ほど請願者からもありましたけど、話をするというよりも、一方的にもう決まりましたよという、そういうことを招くということ自体がおかしいと思うんですよね。細かく積み重ねて行って、保護者の人の話を聞いて、何を残すべきか、何をすべきかという、そういうやはり判断をして、あけぼの学園移転の話にしても進めていくべきだったんじゃないかな。

私、笹川に住んでおりますので、いろんなところに移動するたびに笹川中学校の前の通りを通りますと、お母さんが手を引いてあけぼの学園に通う子供さんの姿なんか見たり、迎えに来た子供さんの姿なんかを見ていると、近隣に根づいている学園でもあるわけですよね。そういうことを考えると、やはりいろんな方面から、四日市も物すごく障害を持っているお子さんやそのような方がふえている中、1カ所の場所で、何もかも今度移転する場所ですていいのかとか、そういう視点からも、ぜひとも多くの方の声を聞いていただきたいと思えますし、みんなが納得するというのは難しいかも知れませんが、公的責任としてある程度多くの人に納得していただけるまでは、絶対この場所で、ある程度というか、機能を残す、親御さんからこの機能を残してほしいというのを、ただ民間に丸投げするんじゃなく、ノウハウをきちんと民間の人にもできるだけの援助というか、支援をしていただいて、形づくってから渡すという方向にさせていただかないと、やっぱり請願の趣旨のことがいつまでも残ってしまうんじゃないかという、そんな思いがしております。これは私の意見でございます。ありがとうございます。

○ 伊藤嗣也委員長

意見ということで承ります。

他にございますでしょうか。

○ 小川政人委員

部長も学園長さんも、こんな請願が出てくるのは残念ですという言い方をされましたね。実は、私は反対やと思っておるんですよ。あけぼの学園が移転して、きらら学園の近くへ行って、それから医療施設もつくってという中でいくと、やっぱり四日市の子育て支援、それから発達障害者支援の中心的役割をあそこの場所が担っていかなくてはならないなどというふうに思っています。あけぼの学園だけではなくて、ほかの施設もあわせてつくっていく必要があるんじゃないかなという思いでおって、そういう期待を持ちながら、あけぼの学園の移転に対して期待をしておって、それから、部長も姫路市の施設は見に行ってくれたという、いろんな他都市の施設から見ておっても、四日市はそういう部分では遅れているということは、我々はずっと委員会の視察に行っていて感じております。

そういうところからいくと、議員の期待をも裏切っておるような今の状態で、それはもう親御さんからとったら、本当に不安がいっぱいになってくるような状態やと私は思っています。いや、こんなん、請願をもらわんでもやるんですという話みたいなところもあったんだけど、やっぱりこれはきちっと請願に残しておいて、議会も採択をしておいて、歯どめをきちっとかけていかんとあかんかなというふうに私は思っていますので、土井委員じゃないけど、この請願については採択をしていきたい。

それから、子育て支援とか発達障害支援にもっと力を入れていく、ただ移転しただけというのでは本当に張り合いのない話になるもので、そこはきちっとやっていってもらわなあかんと思いますし、確かにお金も要するという話なんですけれども、そこはそこできちっとやっていかんと、きのうも本会議で言ったように、毎年20億円も金を残しておるやないかという話もあるわけやから、そこは各原課がきちっと予算を要求して、どれだけの市民サービスを――それは際限なくやれとは言わへんで――それぞれがどれだけのことをやっていかなあかんかということをもうちよっと自覚を持って予算要求、これからもしていつてほしいなというふうに思っていますので、採択に賛成の意見を述べて、これで終わります。

○ 伊藤嗣也委員長

他にございますか。

○ 三木 隆委員

この請願趣旨の中の、突然の事業廃止に不安を感じており、この言葉がやっぱり市民にとってというんですか、一番大きな問題であって、この方向性、伝え方ですか、やり方論の部分は、先ほど樋口委員のほうがおっしゃったように、全てができるわけではないんですが、11月20日の行政との意見交換会で突然のこういう話であったのか、はたまた以前からそういう話し合いの中で伝えがあったのかという部分で、僕もこの請願に対しては賛成とします。

○ 伊藤嗣也委員長

よろしいですか。

他にございますか。

○ 森川 慎委員

この請願にありますように、デイサービス事業の廃止などをしないように継続してくださいという話ですけれども、これは、請願に私たちが賛成をもししたとして、今後、事業の転換というようなことは考えられることはありますでしょうか。

○ 伊藤嗣也委員長

答弁はどなたが。

○ 市川こども未来部長

先ほど小川委員から残念という言葉が私からと、そういうことの残念ではなく、11月20日に、結局、保護者の皆さんに不安を与えるような話の仕方をしたということが残念だということなんです。

放課後等デイサービスについては、当然、公が大きな責務を担っていかなきゃいけないということは先ほどからも述べているとおりです。今のままの形でやるのか、また、違う形でやるのか、それについては、やっぱり保護者の方々と話をした上で結論を出していくべきということで、一方的に向こうに行ったらもうせんのよって頭から言われれば、それ

は保護者の方も不安になられるであろうと私も思います。その部分、うちの部として不手際であったということについて、私は陳謝させていただきます。

○ 森川 慎委員

これはまた、デイサービスはその方向性というのは変わるようなことはないというふうなんですかね。今ちょっとご答弁いただけなかったんですけれども。

○ 市川こども未来部長

公がやっていくということは、結局、民間のデイサービスのモデルになるようなやり方をやっていかなければいけない、あるいは、民間ができない部分を補うような形でやっていかなければいけないということですので、そのやり方については、今後も議会の皆様にもきちんと説明させていただきながら、保護者の意見も聞きながら、それは検討していきたいと思います。最終的に、放課後等デイサービスについても、これは高齢者の福祉も障害者の福祉もそうですけれども、何度か制度が変わってまいります。そういった中で公が果たしていく責任というのはどういった形なのか、これはうちが責任を持って検討していかなければならないと思います。

以上です。

○ 森川 慎委員

ありがとうございます。

ぜひそのご答弁のとおりでお願いしたいと思いますし、予算等で縮小ということがもし出てくるかもしれないようなことがあるかもしれないですけど、やっぱりそこでどういうふうに制度縮小していくのかということも考えながら、しっかり今出ている話のように、保護者の方にも細かく丁寧に説明しながら、そういう方向性をつけていくということをぜひお願いしたいと思いますので、よろしくお願いします。

以上です。

○ 小川政人委員

今、部長が説明したとおりなら、それで我々の期待と合っているんやけれども、それをきちっとやっていかんと、突然、ある日、こういう請願が出てくるような話をしたという

ことは全然間違っているかなというふうに思うし、議会にまずこれ、こういう方針なんやということの説明もせずに、それから、議会の了解もとらずに父兄の方にぽんと話を出すこと自体が拙速というか、そのような感は免れない。私たちは、この請願をきちっと採択して、理事者のほうにこれを履行するようにやるためには、ぜひ採択をしていきたい。

○ 伊藤嗣也委員長

他に質疑ございますでしょうか。

(なし)

○ 伊藤嗣也委員長

それでは、土井委員、小川委員、三木委員から賛成の意見表明がございましたが、討論、意見の表明、他の委員の方、ございますでしょうか。

(なし)

○ 伊藤嗣也委員長

別段ないようでございますので、採決に移りたいと思います。

それでは、採決を行います。

請願第9号市立あけぼの学園の発達支援と途切れのない支援の充実を求めることにつきまして、採択とすることにご異議ございませんか。

(異議なし)

○ 伊藤嗣也委員長

ご異議もないようでございますので、本件は採択するものと決しました。

[以上の経過により、請願第9号 市立あけぼの学園の発達支援と途切れのない支援の充実を求めることについて、採決の結果、別段異議なく採択すべきものと決する。]

○ 伊藤嗣也委員長

以上で請願第9号の審査を終了します。請願者の方、お疲れさまでございました。ご退席ください。

少し休憩をとりたいと思います。再開を11時でよろしくお願いいたします。

10 : 49 休憩

11 : 00 再開

○ 伊藤嗣也委員長

それでは、こども未来部の議案の審査を行ってまいります。

ここからは予算常任委員会教育民生分科会として、補正予算の審査を行います。

部長から一言どうぞ。

○ 市川こども未来部長

改めまして、こども未来部、トップバッターを務めさせていただきます。

請願でもうかなりトップバッターをやった気分でございますけれども、きょう、栗田理事が出席の予定でございましたが、親御さんにご不幸がありまして、現在、忌引をとられております。欠席をさせていただくということをご了承いただきたいと思います。

今回、うちは予算常任委員会の付託議案といたしまして、民生費の補正に関しまして7件予定をしております。あと、あわせて、条例の改正につきましても付託議案として上げさせていただいております。また、所管事務調査としまして2件の協議会についての報告をさせていただきたいと思いますので、またよろしくお願ひ申し上げます。

○ 伊藤嗣也委員長

ありがとうございました。

議案第40号 平成27年度四日市市一般会計補正予算（第6号）

第1条 歳入歳出予算の補正

歳出第3款 民生費

第2項 児童福祉費（関係部分）

第3条 債務負担行為の補正（関係部分）

○ 伊藤嗣也委員長

議案第40号平成27年度四日市市一般会計補正予算（第6号）につきまして説明を求めます。

○ 加藤こども未来部次長

こども未来課、加藤でございます。

補正予算につきまして、各課にまたがっておりますので、説明につきましては、こども未来課、こども保健福祉課、保育幼稚園課の順で説明をさせていただきたいと思っております。よろしくお願いたします。

まず、こども未来課でございますけれども、補正予算参考資料の19ページをお願いしたいと思います。それと、補正予算書につきましては36ページから37ページでございます。それと、債務負担行為に係る部分につきましては、補正予算書の12ページと、ちょっと飛びますが、65ページになります。よろしくお願したいと思います。

それでは、19ページ、児童発達支援センターあけぼの学園移転整備事業についてでございます。

今回の補正につきましては、平成27年度の当初予算の増額補正並びに債務負担行為の追加補正、二つをお願いしておりますのでございます。あけぼの学園の移転整備につきましては、県地区の社会福祉事業用地、約2万㎡ございますけれども、この用地の南側、約8500㎡を活用いたしまして、あけぼの学園の移転整備を行うものでございます。

まず、右側でございます。20ページの整備スケジュールのほうをご覧いただきたいと思います。

平成27年度、28年度、29年度の3カ年で表示をしております。左側につきましては、土地、建物、市道というような形での表示になっております。ただ、調整池等の造成工事がございますけれども、こちらにつきまして、用地の北側に誘致を図ります病院が別途また整備事業を進めるわけがございますけれども、その整備事業との調整に関連しまして、工事期間を一定期間確保する必要がございます。そうした中で、あけぼの学園の開園をお

くらせることがないように、当初の予定より3カ月早く造成工事に着手できる工程に見直しをしたいというところでございます。

これに伴いまして、平成28年度当初に実施の予定でございました——19ページでいきますと①でございます——移転用地における土地の造成、これは調整池等を含めた土地の造成の設計並びに造成工事に必要となります用地の測量業務を前倒しさせていただきまして、今年度中に行いたいというところでございます。これについての経費240万円を計上させていただいております。

さらに、②でございますけれども、土地の地質調査並びに造成、調整池等の造成の設計業務委託費としまして1900万円、それから、③でございますけれども、建物の基本設計、実施設計の業務委託としまして6020万円、④でございますけれども、用地の東側でございます市道、6mから9mに拡幅をしていくというところでございますが、その拡幅整備の工事としまして7400万円でございます。この②、③、④合わせまして1億5320万円を平成27年度から28年度までの債務負担行為の限度額の補正をお願いするところでございます。②、③、④に関しましては、平成27年度中に業者選定を行いまして、28年度早々に業務がスタートできるような考えで債務負担行為のほうをお願いするものでございます。

次に、補正予算の参考資料で追加分という資料があるかと思います。11月の補正予算参考資料（追加分）というものです。

○ 伊藤嗣也委員長

よろしいですか、皆さん、資料は。この顔ですね。

（発言する者あり）

○ 伊藤嗣也委員長

違います。追加分です。薄いやつですね。

○ 加藤こども未来部次長

はい。

よろしいでしょうか。

○ 伊藤嗣也委員長

お願いします。

○ 加藤こども未来部次長

こちらにつきましては、さきの全体の議案聴取会で請求をいただきました資料についてまとめたものでございます。

あけぼの学園につきましては、3ページとなります。よろしいでしょうか。

こちら、整備スケジュールの前倒しについては先ほど説明をさせていただいたところですけれども、変更前と変更後のスケジュールを一覧にしております。

土地の測量と地質調査につきましては、変更前の表の真ん中でございますけれども、①として点線で囲んだ部分がございます。こちらにつきましては、平成28年度、4月からスタートの予定であったものが、変更後の①のように、先ほど申し上げました土地の測量につきましては27年度中に実施をさせていただきたいということと、地質調査につきましては、27年度で業者選定をした中で28年度から事業を実施していくと、債務負担行為のほうをお願いするものでございます。

なお、変更後の建物の工事の欄でございますけれども、平成29年度中に総合評価と工事期間との間に空白が生じているというような形、変更後の土地、建物、市道で、建物のところで29年度のところを見ていただきますと、総合評価と事業との間がちょっとあいてございますけれども、こちらにつきましては、建物工事の着工におきまして、総合評価方式の入札手続で事業者と仮契約を行った後に、直近の8月定例会議会におきまして工事請負契約の議案の上程をさせていただいて承認をいただく必要があるということから、一定の期間を要するものでございます。

あけぼの学園の移転整備についての説明は以上でございますけれども、債務負担行為に関連しまして、この際、こども未来部所管の事業について説明をさせていただきたいと思っております。

もう一度、済みません、補正予算参考資料に戻っていただきたいと思います。資料の62ページをお願いしたいと思います。よろしいでしょうか。

こちらにつきましては、上のところにタイトルがございますけれども、業務・事務処理委託等に要する経費とございますけれども、この表のうち、ナンバー15が児童館・子育て支援センター担当者検便委託でございます。15番から18番、感染症細菌培養検査業務委託ま

での4事業がこども未来部所管の事業でございます。こども未来課、保育幼稚園課、あけぼの学園の所管という形で上げさせていただいております。

なお、ナンバー16でございますけれども、子どもと若者の居場所づくり事業の業務委託につきましては、青少年の健全育成の一環としまして、子供や若者が気軽に集い、大人とも語り合える場の設定を行うと、そういったことで、異年齢の集団の中で自立心でございますとか社会性を身につけるための支援、助言等を行う事業でございますけれども、公募型のプロポーザル方式で業務委託をさせていただくため、債務負担行為の設定をお願いするものでございます。

次の63ページを見ていただきますと、事務用機器等運用経費がございます。このうちのナンバー5でございますけれども、車両5台というふうに表示してございますが、そのうちの1台があけぼの学園の小型貨物自動車の新規リースとしまして230万4000円を含んだ数字となっております。

あけぼの学園の移転整備並びに債務負担行為についての説明は以上でございます。

○ **伊藤嗣也委員長**

ありがとうございました。

説明はお聞き及びのとおりでございます。

理事者にちょっと一つ確認させてください。参考資料の……。

○ **市川こども未来部長**

委員長、済みません。次……。

○ **伊藤嗣也委員長**

ごめんなさい。

○ **山路こども保健福祉課長**

私のほうからは、同じく児童福祉費の放課後等デイサービス事業費についてご説明をさせていただきます。

説明は、11月補正予算参考資料と予算常任委員会教育民生分科会資料、それから、11月補正予算参考資料（追加分）、これをもとに説明をさせていただきます。

まず、11月補正予算参考資料、こちらの18ページをご覧ください。よろしいでしょうか。

この事業は、先ほども請願の中で説明もありましたけれども、学校通学中の障害のある児童に対しまして、放課後や夏休み等の長期休暇中に生活能力向上のための訓練等を行うもので、平成24年度から児童福祉法に位置づけられた事業として新たに実施している事業でございます。事業開始当初から利用者数、利用日数等につきましては年々増加を続けておりまして、今年度につきましても増加をある程度見込んではおりましたが、実績見込みといたしましては、利用者数、利用日数、それから利用事業所数ともにさらに増加する見込みとなりました。事業所数が増加したことにつきましては、この事業を必要とする児童が必要な日数を利用できる環境が整ったものと考えております。

補正予算額につきましては、当初予算額2億5990万円に対しまして、年間所要見込みが3億4870万円となりまして、8880万円の増額の補正をお願いするものでございます。財源につきましては、国が2分の1、県、市が2分の1ずつとなりますので、一般財源は2265万1000円となります。

続きまして、教育民生常任委員会関係資料のうち、インデックスナンバー1番がついたものなのですが、予算常任委員会教育民生分科会資料でございます。こちらの1ページをご覧くださいたいんですが……。

(発言する者あり)

○ 山路こども保健福祉課長

タブレットのほうでございます。済みません。

こちらは、各事業所ごとの利用人数についてまとめさせていただいたものでございます。放課後等デイサービスを実施しているのは、職員体制、必要な設備、定員等の基準を満たした事業所を県が指定して実施する指定放課後等デイサービス事業所と、通所介護事業所のうち基準を満たした事業所が空きスペースを利用して実施する基準該当放課後等デイサービス事業所の二つがあります。

まず、(1)の指定放課後等デイサービス事業所でございます。平成26年度の実績も踏まえまして平成27年度を見込みましたが、見込みよりも多くの事業所が新規に開設されたことによりまして、当初、20事業所を見込んでおりました事業所数は、実績としましては27事業所に、延べ利用者数は3219人が4158人、延べ利用日数につきましては2万7602日が

3万5850日と増加する見込みです。

それから、2ページをご覧ください。

基準該当放課後等デイサービス事業所ですが、こちらは市内に指定を受けた事業所は20事業所ありますけれども、指定を受けても、実際には利用がない事業所も5事業所ございますので、利用事業所の見込みは10事業所となっております。利用事業所の実績見込み数は変わりはありませんが、延べ利用者数は、当初見込み381人に対して実績は324人、延べ利用日数は1148日に対して1498日となる見込みでございます。先ほどの11月補正予算参考資料で説明させていただきました今年度の実績見込みの数字は、県指定の事業所と基準該当の事業所の数を合計した数でございます。

続きまして、11月補正予算参考資料（追加分）のほうをご覧ください。議案聴取会で請求がありました追加分の資料でございます。よろしいでしょうか。

このアンケートは、10月末現在、放課後等デイサービス事業を利用している児童の保護者340人に対しまして11月に実施したアンケートの結果でございます。なお、11月20日現在、112人から回答をいただいております。

アンケートの内容は、利用している事業所の施設や設備が適切か、職員が十分配置されているか、支援内容が適切かなどについてのアンケート調査でございます。この結果をもとに、それぞれの事業所の支援の充実、質の向上につなげてまいりたいと考えております。

説明は以上でございます。

○ 伊藤嗣也委員長

ありがとうございました。

○ 伊藤保育幼稚園課長

保育幼稚園課長の伊藤でございます。よろしくお願いたします。

私のほうからは、民生費の中の臨時職員賃金（保育所等）と、幼稚園事務費事業費、施設型給付費負担金事業（保育所事務費事業費）、地域型保育給付費負担金事業、延長保育事業費補助金、この5事業につきまして説明をさせていただきます。

参考資料の17ページのほうをお願いいたします。

臨時職員賃金（保育所等）でございます。これは、公立保育園の保育士の臨時職員に係る共済費と賃金でございます。当初予算を上回る主な理由といたしましては、本年4月の

入所児童数が前年度に比べ114名増加していたこと、また、発達に課題があり個別支援が必要な児童が増加したため、当初見込みを13人超える体制で保育を開始せざるを得ない状況でございました。また、年度途中での園児数の増加に対応するため、担当保育士を新たに配置しております。下の表に記載のとおり、今年度3月末までにゼロ歳児で52名、1歳児で3名など、年度途中での増加を見込んでおります。それに伴いまして、臨時保育士12名が必要と想定しているところでございます。

補正予算額は、共済費が当初予算の6340万円に対し790万円、賃金6億4969万4000円に対し4920万円の追加補正をお願いするものでございます。

続きまして、幼稚園事務費事業費について説明させていただきます。

参考資料21ページをご覧ください。

これは、子ども・子育て支援新制度に移行した私立幼稚園に対して、国の基準に基づきまして、児童の保育に要する費用を支給するものでございます。

補正をお願いする内容の一つ目といたしまして、入所児童数等の実績見込みによるもので、利用者が直接施設に支払う利用者負担金が当初見込みよりも低くなった分、施設への支給額が増加したことと、児童数の当初見込みが甘く、実績見込みが減少したことによるものでございます。内容の二つ目として、公定価格の引き上げや職員配置の適用範囲の変更によるもので、適用範囲の変更といたしましては、当初見込んでいなかった3歳児配置加算とチーム配置加算が適用となったことによる支給増、また、地域区分の変更に伴う公定価格の単価の引き上げによるもので、376万5000円の追加補正をお願いするものでございます。財源といたしましては、177万7000円が国庫支出金、99万3000円が県支出金、一般財源が99万5000円となっております。

続きまして、民間児童福祉施設運営費の施設型給付費負担金事業（保育所事務費事業費）でございます。

24ページをお願いいたします。

これは、民間保育所に対する園児の措置支弁費でございます。増額補正をお願いする理由といたしましては、公定価格が当初見込みより上がったことによるもので、当初予算の26億2600万円に対し1738万2000円の追加補正をお願いするものでございます。財源の内訳といたしましては、国庫支出金が869万1000円、県支出金が434万5000円、一般財源が434万6000円となっております。

続きまして、地域型保育給付費負担金事業についてでございます。

参考資料25ページをお願いいたします。

子ども・子育て支援新制度で新たに創設された事業でございます。従来の県が認可する定員20名以上の認可保育所の枠組みに加えまして、新たに市が認可する定員19名以下の小規模の保育事業に対し、国の基準に基づく園児の措置支弁費でございます。

補正をお願いする内容の一つ目といたしまして、入所児童数及び実績見込みによるもので、利用者が直接施設のほうに支払う利用者負担金が当初見込みより高くなった分、施設への支給額が減少したことと、児童数の当初見込みが甘く、実績見込みが減少したことによる減額と、内容の二つ目といたしまして、公定価格の引き上げや職員配置の適用範囲の変更によるもので、適用範囲の変更といたしましては、当初見込んでいなかった管理者加算と保育士比率向上加算が適用となったことによる支給増と、当初見込んでいなかった施設の定員区分が変わったことに伴い、公定価格の区分が高額な区分となったことによる支給増、地域区分の変更に伴う公定価格の引き上げによるもの、合わせまして4919万円の追加補正をお願いするものでございます。

財源といたしましては、2500万1000円が国庫支出金、1250万1000円が県支出金、一般財源が1168万8000円となっております。

続きまして、参考資料27ページをお願いいたします。

延長保育事業費補助金でございます。

多様化する保護者の勤務時間や通勤時間等に対応するため、11時間の開所時間を超えて保育を延長して実施する民間保育所に対して支給するものでございます。

補正をお願いする内容といたしましては、実施園数並びに利用児童数の増加に伴いまして当初見込み額を上回るため、740万4000円の追加補正をお願いするものでございます。

財源内訳といたしまして、134万1000円が国庫支出金、134万2000円が県支出金、一般財源が472万1000円となっております。

説明は以上でございます。

○ 伊藤嗣也委員長

ありがとうございました。以上でしょうか。

説明はお聞き及びのとおりでございますが、ちょっと1点確認させていただきたいんですが、11月補正予算参考資料の62、63ページ、次長から説明がありましたが、この部分、質疑はよろしいわけですか。よろしいわけですね。債務負担行為の補正について、よろし

い……。

○ 加藤こども未来部次長

あけぼの学園の債務負担行為の関係もございましたので、関連で説明をさせていただきました。申しわけございません。

○ 伊藤嗣也委員長

ここは財政経営部ですけど、当委員会でもよろしいんですね、所管。説明があったので扱っても。どこまで扱えるんですか。

○ 加藤こども未来部次長

濟みません、ちょっと所管の部分、その部分についての認識が不足しておるかもわかりません。こども未来部のあけぼの学園の債務負担行為ということでの説明ということで触れさせていただきました。

○ 伊藤嗣也委員長

ですから、18番はよろしいわけですね、質疑。

○ 加藤こども未来部次長

こども未来部関連部分というところで説明をさせていただきました。

○ 伊藤嗣也委員長

いえ、質疑がいいかどうかです。

○ 加藤こども未来部次長

申しわけございません。財政経営部の所管でございますので、質疑は不要ということでございます。

○ 伊藤嗣也委員長

同じく63ページの車両についてもということでもよろしいですか。

○ 加藤こども未来部次長

申しわけございません。同様によろしく申し上げます。

○ 伊藤嗣也委員長

委員の皆様、お聞きのとおりでございますので、ご配慮いただきますようよろしく願います。

それでは、委員の皆様、ご質疑ございましたら、ご発言願います。

なお、当議案に係る児童発達支援センターあけぼの学園移転整備事業につきましては、11月定例会議の議案に対する意見募集で市民の方から意見をいただいております。一昨日、事務局よりタブレットにお送りされておるとお思いますので、ご参考にしてください。ちなみに3件ございました。

それでは、委員の皆様、ご質疑ある方はご発言願います。

○ 土井数馬委員

今ちょうど、あけぼの学園の移転スケジュールとか移転整備事業についてのお話がありましたけれども、前も言った覚えがありますけど、予想以上に、民間の医療機関が決まったということで、前倒しとか、早目にさせていただいておるわけで、非常に喜ばしいことやと思っておりますが、さっきの請願にもありましたように、やはり同じような意味合いで考えていながら整備を進めていただく、早くすればいいというものじゃないし、中身が整うような形でその辺のことを十分に考慮して進めていただくことをお願いしておきます。

それと、一つ聞きたいんですけれども、山路課長に聞きたいんですが――いじめるんじゃないですに――放課後等デイサービス事業についてですけれども、僕の勉強不足なんですけれども、学童保育所でも障害の児童、だんだんふえて、預かってくれって来るんですけれども、程度の度合いが僕はちょっとよくわからないんで、重度はととも見れるような状態じゃない学童保育所のほうが多いんですけれども、ただ、今、指導員の指導――何というんですかね――勉強会とかああいうところでも、昔、そういう障害児童の教員をやっていたりとか、そういった方も募集をしておりますけれども、だから、向こうは加配のような形で出てますけれども、ここの人はどういう仕分けになっておるんですかね。どちらでも本人が選べるんでしょうかね。

○ 服部こども保健福祉課発達総合支援室長

服部でございます。よろしくお願ひいたします。

学童保育所さんとのすみ分けというのは、基本的には、私どもにご相談いただいたときに、地域で子供たちが育つのはいいと思っておりますので、まずは地域のほうで学童でいかがですかということもご案内はさせていただいております。しかし、学童のほうへ行っても、なかなか障害児さんが受けられない状況がきたりとかすると、そういうときには放課後等デイサービスを使っていただくようにしております。

私どもが最近、ここ2年見ている中では、特別支援学級に行かれるようなお子さんであったりとか、にじ学園、きらら学園さんに行かれるお子様は、ほとんどの方が手帳を持っていますので、そういう方がまずはいらっしゃいます。その後、学童で相談した中で、この子を面接してなかなか難しいかなという子は、放課後等デイサービスと思っておりますので、まずは地域のほうで受け皿をとるというふうにご案内はさせていただいています。

○ 土井数馬委員

大体わかったんですけども、ただ、さっきも言いましたように、学童保育所によっては、全く障害児の方を扱った経験がないところもありますわね。そうすると、全く地域と違うところへ行くわけですので、そういった場合、どうしていくのかなと心配しておったんですけども、そういうふうないろんな相談はさせていただいておって、一番いいところをちゃんと案内していただく、そういうことでよろしいわけですね。

ありがとうございました。

○ 伊藤嗣也委員長

他にごございますでしょうか。

○ 中川雅晶委員

同じくあけぼの学園の移転整備事業の前倒しをしていただくというのはよくわかりますけれども、ただ、変更前と変更後を見ても、議決に要するところの部分で少し時間を、余裕をとる部分はわかりますけど、それ以外の前倒し効果って、1のところ整備スケジ

ジュールの変更前後の比較と前倒し効果って書いてあるんですけど、前倒し効果なんて本当にあるのかというのが読み取れないんですが、もう少し明確に前倒し効果について説明いただけませんか。

○ 加藤こども未来部次長

追加資料のところの3ページ、変更前、変更後というところがございますけれども、一番大きい部分が、調整池等を含めた造成工事、変更前でございますと、平成28年度、29年になりますけれども、1月以降からスタートというところで考えておりましたけれども、市街化調整区域の関係で地区計画、都市計画法上に基づいた手続を進めております。そういった中で、病院北側、用地の北側でございますけれども、病院の整備とあけぼの学園は四日市市が整備をするわけでございます。そういった中で、まず病院が先行して進めていくということの中で、調整池と排水等のつなぎとか、いろんな微調整が必要になってくるというところで、工事期間が長引く可能性があるということで、それを少しでも早く着工するというこのために事前の土地の測量等を前倒ししていきたいというところがございますので、それを前倒しにしたことによってあけぼの学園が早く完成するということではございませんけれども、遅れることがないように、それだけは担保するという形で、今回の補正をお願いしておるというところがございます。

○ 中川雅晶委員

病院の整備事業はこれでいいかなと思うんですけど、ただ、病院の整備事業だけの効果ではなくて、やっぱり本体のあけぼの学園の前倒し効果というのをもう少し出してもらわなきゃ、せっかくスケジュールも変更してやっていくのであれば、この本当の効果というか、前倒しの効果を私たちとか市民にわかるような形で、それは何かというと、やっぱりあけぼの学園本体の整備事業が早く、それも実情がわかるようにというようなことやと思うんです。それで、今回の市民の意見を見ていても、その中身についてもちゃんと市民と、さっきの請願者じゃないですけど、意見交換をしてくださいとか、しっかり私たちの意見を聞いて反映してくださいとか、あけぼの学園自体の中身について、早くわかるように提示をしてほしいというところやと思うので、ぜひその辺の部分を前倒し効果として市のほうとして早く提示いただくようお願いをしたいんですが、その辺のお考えについて伺います。

○ 加藤こども未来部次長

先ほどの中川委員ご指摘のとおりだと思います。ハードをつくるのが目的ではございませんでして、ハードをつくった上で中身をどう運営していくかというのが一番肝心だと思います。そういった中で前倒し、いろんな形での意見交換の場も含めながら、協議も十分詰めた上で魂の入ったものにしていきたいというふうに思っております。

○ 中川雅晶委員

ぜひ次長おっしゃっていただいたとおり、私たちにご提示いただくように、早期に提示いただくようお願いしたいと思います。

もう一ついいですか。

○ 伊藤嗣也委員長

はい。

○ 中川雅晶委員

放課後等デイサービスを利用している児童の保護者へのアンケート結果について、資料を出していただいているんですが、このアンケート結果について、行政としてどう評価されているのか、もう少し詳しく教えていただけますか。

○ 服部こども保健福祉課発達総合支援室長

アンケートについては、満足いくような質のものではなかったかなということと、それから、記述のほうがちよっとここには出させていただいてありませんが、今、記述をまとめた状態の中では、場所であったりとか、内容であったりとか、それから、いろんな事業所に対しての親御さんのご不満というのも出てまいっております。それについて、今後、私どもとしては、各事業所にも、それぞれの事業所に入らせていただいて、指導ももちろんさせていただきたい。それから、もっと大きなところでは、北勢圏域の自立支援協議会というのがございますので、そこでの療育部会、それから、放課後等デイサービス事業所の連絡会、それから、相談支援事業所の連絡会というのもございますので、その中で、今このような状態であった、これを四日市市にある指定事業所がどのようにしたらいいかと

いうのはきちっと話し合いをして、質の向上に向けていきたいと思っております。これができることは、先ほどのあけぼの学園さんでの放課後等デイサービスの内容ともつながってくるかと思っておりますので、ここについては丁寧にしていきたいと思っております。

○ 中川雅晶委員

多分に課題があるということの認識というふうに理解をさせていただきますし、僕もこれ、見させていただいて、1番の子供の活動のスペースが十分に確保されていると思いますかって、はいという62人の答えが多いか少ないかというところで、大体こういう答えであれば、このような設問って、ほかの事業のアンケートでも8割ぐらいというのが一つとなると、少し低いというか、少ないのかなという評価であったりとか、職員の配置は適切ですかというところの評価も少ないなというところであったりとか、6番目の学童保育所などとの交流や特別な支援の必要のない子供と活動する機会を持たれますかというところも、余り評価としては高い数字ではないというところであったりとか、10番目の保護者会などを開催して、保護者同士の交流が持てるような支援は行われていますかというところも、いいえの数字がちょっと高いというところが非常に気になるとなると、やっぱり先ほどの件じゃないですけども、放課後等デイサービスの、民間でたくさん事業所ができることは好ましいことですし、そのニーズも高いので、やっぱり公民連携してやっていかなきゃいけない事業であるというのはもちろん認識をしているんですけど、しかしながら、数はふえたけれども、なかなか保護者の満足度は低いなというところに大きな課題があって、ただ、先ほど確認したら、おおむね課題を物すごく発見しましたということで、実際にそれをどう解決していく、政策とか施策を打っていくかというところが大切なのかなと思うとなると、それは、じゃ、これを具体的にどういうことを市として、行政として施策としてやっていきますよというのはいつ提示されるんですか。

○ 服部こども保健福祉課発達総合支援室長

まずは、事業所個々へは、それこそ12月中から、この年度内には必ず行かせていただきたいと思っております。

それから、先ほど言わせていただきましたように、自立支援協議会のところも、この年度末までにそれぞれの事業所の連絡会がございますので、そこにはこのアンケート結果はきちっと伝えさせていただいて、もんでいただくということをしておりますので、今年度

中に着手をしたいと思っております。

○ 中川雅晶委員

政策として対症療法的なところと、やっぱりもう少し対症療法ではないところの根本的な戦略であったりとか、計画であったりとか、実行計画であったりとか、しっかりとした部分を組みながら、この事業ってやっていかなきゃいけないんじゃないかなって感じておりますし、その中において、あけぼの学園の、先ほどの請願ではないですけども、公として、公立としてどうあるべきかとか、モデル事業でしっかりするとか、位置づけるとか、いろんなものを骨子をつくって実行計画なり何なりをしていかなければ、対症療法に終わっていたら、保護者の満足度を上げることもなかなか難しいですし、私たちがこの事業に期待するところの効果というところも満足いただくような形にならないんじゃないかなって思うんですが、その辺、市としてのお考えとか方向性があれば、お教えいただけますか。

○ 伊藤嗣也委員長

どなたが答弁されますか。

○ 山路こども保健福祉課長

現在、そういう方針までというのは、政策的なものが決まってははいですけども、今後、このアンケート結果を踏まえて、あと、協議会等での意見等も踏まえて、市の方針としては、できるだけ早い時期にそういうのを考えていきたいと思えます。

以上でございます。

○ 中川雅晶委員

こういう発達障害を抱える児童や保護者というのは、今後ますますふえることが予測されますし、それを前提にして政策展開をしていかなきゃならないと思いますので、至急に市としての方針なり計画なり、それを策定するのもしないのか、また、戦略と、それから対症療法とあわせたものやっっていくのかやっていかないのかというのを早急に議会なり市民に提示いただきたいし、その方向性についてどうするのかということの結論をいただきたいとは思いますが、いつまでといっても、それはなかなかすぐにはここで答弁ができないと思うんですが、そういう方向で部として考えていただけるかどうかだけお

伺いさせていただきます。

○ 市川こども未来部長

中川委員からのご指摘、四日市市の発達に課題を抱えたお子さんに対する総合的な計画のようなものをつくっていくのかどうかという、これも即答はちょっとさせていただくのは難しいことなんですけれども、放課後等デイサービスについても、基本は県が監査権を持っております。市として監査というような形で介入していくことは難しいんですけれども、先ほど室長が申しましたように、市としてできる限りの手段を行使して働きかけをしていくということはやっていきたいと思えます。

それと、あけぼの学園の整備に伴いまして、発達総合支援室ができて数年たったということもありますが、うち、それから教育委員会、途切れのない支援ということをずっと申しておりますが、どこで、どのステージで、どのような形で、どういった支援が必要かということについては一貫した整理が一度必要かと思っておりますので、これについては、うちだけでなく教育委員会も含め、検討をさせていただきたいと思えます。

以上です。

○ 中川雅晶委員

今、部長が言っていたように、あけぼの学園の移転整備事業が実施をされていく、時としては一番いい時期かなと思えますし、これを逃すと、なかなかそれは難しい問題になってくるので、あわせて総合的に市としての政策についてしっかりと検討いただくようお願いしておきます。

以上です。

○ 伊藤嗣也委員長

ご意見として承ります。

他にございますか。

○ 石川善己副委員長

放課後等デイサービス事業の追加でいただいた電子データのところなんですけれども、利用者数というのは当初見込み、全体でいうと、約900人ぐらい増加をしている中で、市

の指定を受けた事業所の中で1件だけだと思うんですが、利用者数が当初見込みから半減のところは1カ所あるんですけど、これの何か具体的な理由とか把握されていますでしょうか。

○ 伊藤嗣也委員長

どなたが答弁されますか。

○ 服部こども保健福祉課発達総合支援室長

基準該当の放課後等デイサービスのほうが減っているということによろしかったですか。

○ 石川善己副委員長

はい、そうです。

○ 服部こども保健福祉課発達総合支援室長

基準該当の放課後等デイサービスの事業所のほうは、そこからではなくて、県指定の本来の放課後等のデイサービスの事業所が使える子供がふえてきたということで減ってきたというふうに解釈しております。

○ 石川善己副委員長

それは、具体的に名前を出すとあれなのかもわかりませんが、16番の事業所、ここだけが減っているんですけど、ここだけがそんな顕著な事例があったという理解でいいんでしょうか。

○ 服部こども保健福祉課発達総合支援室長

利用者数が減ったということですね。

○ 石川善己副委員長

そうです。

○ 服部こども保健福祉課発達総合支援室長

利用者数は、これは延べですので、実際にはうちの当初の見込みのほうが若干多かったというだけで、全体としては、利用日数としてはそれほど変わっていないかと思っております。

○ 石川善己副委員長

ということは、これ、利用見込みというのは、当初、事業所さんから何か調査をして出してもらおうとかではなくて、あくまでこちらが判断をしている見込み数という理解でいいんですか。

○ 服部こども保健福祉課発達総合支援室長

それまでの伸びを見ながら把握させていただいたということです。ここには平成26年度からしか載っておりませんでした、24、25年度のところはもっと多かったということで、実際には聞き取りというふうにはなかなかさせてはいただいております。

○ 石川善己副委員長

わかりました。

特に何か問題があったというわけでないのであればいいんですけど、当初見込みの半分ぐらいの実績見込みになっているので、何かあったのであれば、状況も把握をしていただいて、いろんなケアも必要かなと思ったものですから、そういうことではないという理解でよろしいですね。

○ 服部こども保健福祉課発達総合支援室長

そのとおりでございます。

○ 伊藤嗣也委員長

他にございますでしょうか。

○ 樋口龍馬委員

あけぼの学園の整備計画については、今後のスケジュールを示していただいたんですけども、先ほどの請願の中身を引っ張るわけではないんですが、今後求められる機能とい

うのを整理していくときに、放課後等デイサービス機能というのがあけぼの学園の一つのパーツになっている以上、なかなか教育支援課と発達総合支援室とあけぼの学園の統合を図っていくようなことというのは難しいんだという話は以前別の場所で聞いたことがあるんですけども、今後の考え方として、何らか固まったものを持っているのかどうか、私は、どこまで行っても、一体型の支援をしていくのであれば、兼任職員がたくさんいる以上、あけぼの学園なりどこなりかに一定の集約を図りながら、子供たちの近くに寄り添った格好で進めていただければなというふうには思っておるんですけども、新設のときに金型を固めないと、つくってしまうともう動かせないと思うので、今持ってみえる設計に入っていく段階での考え方についてちょっとご披露いただければなと思います。

○ 伊藤嗣也委員長

どなたが答弁されますか。

○ 市川こども未来部長

そのあり方についても、今後、議会の皆様と意見交換をしながら固めていかなければならないのかなと思っております。ただ、あけぼの学園というのは、児童発達支援センターであり、サービスを行う事業所でもあります。それと、発達総合支援室というのは、受給資格証を発行し、その子たちが受けられる事業量を決めていくところであるということから、事業所と、それから事業の許可をしていくところが一体化していくというのは、ちょっと組織的には無理があるかなということが一つ。

それとあと、こども未来部をつくりましたときに、子供さんたちのあらゆる相談に総合会館の3階のフロアで答えていこうということでした。そこから発達の関係の部分が欠落してしまうというのは、それも私どもにとってはちょっとなかなか組織的に難しいということがありますので、一定の集約というか、あちらにきらら学園、あけぼの学園があるということで、機能強化をしていくことは当然考えておりますけれども、全部の機能をあそこに集約するのは、今の段階ではちょっと部としては難しいかなというふうに考えております。

○ 樋口龍馬委員

窓口がワンストップとしてこども未来部のほうにあるというのはいいと思うんですけど、

今、主たる機能が、どっちかというところ、こちらにあるような印象は受けるんですけども、言ったら、教育にかかわる人たちというのは、皆、こちらにテーブルを並べていますよね、机は。新しく下海老町のほうに行くと、30分近く車でかかるわけじゃないですか。誰を主役にして考えていくかということですね。申請業務を受け付ける場所までそっちに持っていったほうがとかということまで検討するのかどうかということもあるんですけど、もう少し柔軟に考えておいたほうがいいのではないかなという印象を受けますが、どうかな。

○ 市川こども未来部長

現在のあけぼの学園、非常に手狭でございまして、あけぼの学園を卒園した保護者の方と交流されるスペースもないというようなことがありますので、そういったところについては充実をさせていきたいというふうには考えておりますし、まだ青写真自体を議会にも示させていただいているわけではございませんが、先ほども早急にまとめて議会と意見交換をしてほしいというような中川委員からのお話もございましたけれども、そういった面、先ほど樋口委員のご意見も踏まえながら検討をして、またお示しさせていただきたいと思っております。

○ 樋口龍馬委員

あけぼの学園の担当の方たちだけが非常に身近な状況になっていると思うんですわ、今はね。現実問題として、事務方と現場という格好になってしまうと。なので、ある程度、四日市市としての中層にある人たちが身近に感じられるような場所を設定していくという意味においては、あけぼの学園の中に一定の機能を持たせておいたほうが、身近に親御さんたちの不安だとか、アンケートもちょっと視点がぼけていたという話もありましたけど、一体何を求めているのかというのを酌み取っていかうと思うと、近くにいたほうがいいのではないかなという気持ちはいまだ拭えないところがありますので、一度示していただく中で改めてそれは議論していきたいと思っておりますが、検討の中には入れておいてほしいと思っております。

以上です。

○ 伊藤嗣也委員長

答弁はよろしいですか。

他にございますでしょうか。

(なし)

○ 伊藤嗣也委員長

ないようでございますので、これより討論に移ります。

討論がありましたら、ご発言願います。

(なし)

○ 伊藤嗣也委員長

別段ないようでございますので、採決に移りたいと思います。

全体会審査に送るべき事項につきましては、採決の後に確認させていただきます。

それでは、これより分科会としての採決を行ってよろしいでしょうか。

(異議なし)

○ 伊藤嗣也委員長

別段反対表明もないために、簡易表決により行います。

議案第40号平成27年度四日市市一般会計補正予算（第6号）、第1条歳入歳出予算の補正、歳出第3款民生費、第2項児童福祉費（関係部分）、第3条債務負担行為の補正（関係部分）につきましては、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(異議なし)

○ 伊藤嗣也委員長

ご異議なしと認め、本件は可決すべきものと決しました。

〔以上の経過により、議案第40号 平成27年度四日市市一般会計補正予算（第6号）、第1条歳入歳出予算の補正、歳出第3款民生費、第2項児童福祉費（関係部分）、

第3条債務負担行為の補正（関係部分）について、採決の結果、別段異議なく可決すべきものと決する。]

○ 伊藤嗣也委員長

最後に、全体会審査へ送るべき事項について、委員の皆様からのご提案がございましたら、ご発言願います。

（なし）

○ 伊藤嗣也委員長

それでは、全体会に送らないこととします。

以上で議案第40号平成27年度四日市市一般会計補正予算（第6号）について、こども未来部所管部分の審査は終了となります。

委員の皆様にとちょっと伺いたいんですが、お昼前なんですが、説明だけ聞くか、ここで休憩するか、いかがいたしましょう。

（発言する者あり）

○ 伊藤嗣也委員長

それなら、次に、議案第52号四日市市保育の実施に関する条例の一部改正についての審査を行います。

議案第52号 四日市市保育の実施に関する条例の一部改正について

○ 伊藤嗣也委員長

議案第52号四日市市保育の実施に関する条例の一部改正につきまして、説明を求めます。

○ 伊藤保育幼稚園課長

保育幼稚園課、伊藤でございます。

四日市市議会定例議案の65ページ、提出議案参考資料の7ページでございます。参考資

料の7ページのほうをお願いいたします。

議案第52号四日市市保育の実施に関する条例の一部改正についてでございます。

勤労青少年福祉法等の一部を改正する法律によりまして、職業能力開発促進法が一部改正されたことに伴いまして、引用規定を整備するものでございます。

内容につきましては記載のとおりでございます。

説明は以上でございます。

○ 伊藤嗣也委員長

ありがとうございました。

委員の皆様、ご質疑がございましたら、ご発言願います。

(なし)

○ 伊藤嗣也委員長

ご質疑も別段ないようでございますので、これより討論に移ります。

討論がありましたら、ご発言願います。

(なし)

○ 伊藤嗣也委員長

なしという言葉いただきました。ないようでございますので、これで討論を終了し、採決に移りたいと思います。

それでは、採決を行います。

反対表明もないため、簡易採決により行います。

議案第52号四日市市保育の実施に関する条例の一部改正につきましては、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(異議なし)

○ 伊藤嗣也委員長

ご異議なしと認め、本件は可決すべきものと決しました。

[以上の経過により、議案第52号 四日市市保育の実施に関する条例の一部改正について、採決の結果、別段異議なく可決すべきものと決する。]

○ 伊藤嗣也委員長

次、こども未来部、最後の事項となりますが、当委員会が所管する審議会等が開催されましたので、9月25日に開催されました各派代表者会議での確認事項に基づいて、本日、所管事務調査として説明を受けたいと思います。

それでは、四日市市青少年問題協議会、エスペランス四日市運営協議会について、報告を一括してお願いします。

○ 加藤こども未来部次長

こども未来部、加藤でございます。

予算常任委員会教育民生分科会資料、これはタブレットのほうにデータが入っておろうかと思います。よろしいでしょうか。こちらの1ページでございます。

7月24日に開催をいたしました平成27年度の第1回四日市市青少年問題協議会について報告をさせていただきます。

青少年の現状と取り組みを議題といたしまして、また、インターネット利用の仕方にかかわる啓発活動についてをサブテーマといたしまして、現状報告を受けた後、意見交換を行ったところでございます。

まず、(1)でございますが、少年非行等の現状と課題について、こちらは四日市南警察署生活安全課から、上半期、1月から6月までの県内の少年非行の状況について、刑法犯少年等につきましては、県全体では減少傾向にありますが、北勢地域では増加している等の報告をいただいた後に、特定の少年が再犯に至る傾向にあること、あるいは、家庭環境、地域でどのようにサポートできるかが課題であるというような意見がございました。

次に、2番目でございます。インターネット利用の仕方にかかわる啓発活動についてでございますが、こども未来課青少年育成室から、eネット安全安心出前講座でございますとか、啓発リーフレットの配付について報告をいただいた後に、三重県の青少年健全育成条例が改正をされまして、青少年が使用する携帯等のフィルタリング設定が義務化

をされました。このことによりまして、設定していないと危険であるということの意識を保護者の方に知っていただくという効果が期待できるのではないかと、また、子供だけでなく、保護者への啓発が必要であるということの意見がございました。

こちらに関しての報告は以上でございます。

○ 山路こども保健福祉課長

続きまして、同じ資料の2ページ、3ページをご覧ください。

エスペランス四日市運営協議会についての報告でございます。

この協議会は、平成15年に市立希望の家が民営化された際に、民営化後の入所児童の処遇の維持向上を図るとともに、地域の連携のもと、開かれた施設運営を行うことを目的に設置されたものでございます。事務局はエスペランス四日市が担っております。

2ページの第1回運営協議会は7月28日に開催されました。内容といたしましては、乳児院、児童養護施設の入所児童の生活の状況や、家庭支援専門相談員が実施した家庭訪問などの支援状況、里親支援専門相談員の支援の状況、児童家庭支援センターまおの活動状況、これらについてエスペランス四日市の担当者から報告があり、その後、各委員からの報告や意見が出されました。

委員からは、乳児院、児童養護施設において、1グループ当たりの児童数を減らし手厚い体制をとったことにより子供の様子に変化があったのかという質問がありまして、施設の担当者からは、けがをすることも減り、愛着形成も少し進んでいると思うが、その評価についてはもう少し時間が必要との説明がありました。

続きまして、3ページでございます。

11月4日に開かれました第2回の会議でございます。第1回と同じように、エスペランス四日市からの現状報告と、各委員からの報告、意見などが出されました。

施設からの説明の主な内容としましては、ショートステイの利用が増加していることについて、その利用によって虐待の重篤化が防げているとの説明がありました。また、委員からは、エスペランスの入所児童が地域の行事に多く参加しているということで、地域としてもしっかりとフォローしていくとの報告がありました。

説明は以上でございます。

○ 伊藤嗣也委員長

ありがとうございました。

ご意見、ご質問がございましたら、ご発言願います。

○ 中川雅晶委員

エスペランスの運営協議会の中で、ちょっと報告には入っていないんですけど、施設での生活から家庭的な雰囲気をつくるということで、一部、一軒家みたいなところに生活をして、家庭的な雰囲気で支援をしていくという取り組みが始まっていると思うんですけども、その辺の事業効果であったりとか課題であったりとか、その辺の質疑はなかったんですか。

○ 安田こども保健福祉課家庭児童相談室長

安田でございます。よろしくお願いいたします。

おっしゃられるような、特にそれをテーマにという形での議論はございませんでした。

○ 伊藤嗣也委員長

よろしいですか。

他にございますか。

○ 森川 慎委員

1ページなんですけど、3の(1)のところで薬物の話が出てきているんですが、10代の子とかが薬物でという、どんな傾向とか、ちょっと教えてほしいんですけど、その実態というのを。何かお話が出たんだったら、ちょっとお知らせいただきたい。

○ 新田こども未来課青少年育成室長

こども未来課青少年育成室の新田でございます。

そのあたりの詳細についての話はありませんでした。10代に関しても、やはりその辺の危険性は高まっているという、そういう総括的なお話はございました。

○ 森川 慎委員

そうすると、内容はわからないんですかね。

○ 新田こども未来課青少年育成室長

今も申し上げましたように、具体的な数字とか、そういった形では出ておりません。

○ 森川 慎委員

そうですか。わかりました。

○ 伊藤嗣也委員長

他にございますか。

○ 中川雅晶委員

エスペランスのところ、県が主体にやるというのはよくわかるんですけど、例えば、運営協議会に市も参加されていますよね。市がエスペランスに関心を持っていて、ここはというところであったりとか、そういうチェック項目であったりとか、これはやっていただかなきゃいけないとかというようなものは何か持ちながら参加されているのか、ただ、運営協議会をヒアリングしているだけなのか、その姿勢について少しお伺いさせていただきますか。

○ 市川こども未来部長

私が委員として毎回参加させていただいております。エスペランスさんについては、前々から幼稚園であったり小学校であったり中学校であったりとの連携について力を注いでいただいているところですし、今回、施設の小規模化ということで、フロアごとが一つの家族みたいな形に変更を今されているところです、変更の努力を。それについての効果検証は、もう少しやっぱり時間が要るのかなというふうには考えております。

うちとしては、ショートステイ、非常に受け入れもふえておりますし、それに対してまたご努力をいただいております。さまざまな面で家庭児童相談室との連携の部分というのが非常に濃厚というか、なっけてきています。虐待ということに対して、虐待を発見し、そうすると、一時保護がエスペランスでされる場合もありますし、その後の見守りも、ともに見守っていくというような形になりますので、そういった面では、うちとしても、エスペランスがどのように取り組んでいただいているのか、そして、連携がうまくいっている

のか、そして、地域との関係はどうかということは常に注視しております。

以上です。

○ 中川雅晶委員

近隣の幼稚園とか小学校、中学校との連携はかなりやっておられた部分は理解していますし、それは大変評価するところですし、ただ、市として、連携する中でいろんな課題を感じておられるところとかという部分も、児童相談所の方も来られていますので、せっかくの運営協議会の場で、やっぱりその辺の部分もぜひ言うべきことは言わなきゃいけないですし、やるべきこともやっぱり市としてやっていかなきゃいけないことも問題を抽出いただいて、その辺の機会にぜひ高めていただくようによろしくお願いいたします。

以上です。

○ 伊藤嗣也委員長

他にございますでしょうか。

(なし)

○ 伊藤嗣也委員長

他にご意見、ご質疑もないようでございますので、本件につきましてはこの程度といたします。

以上でこども未来部所管部分についての審査は全て終了となります。お疲れさまでございました。ありがとうございました。

委員の皆様におかれましては、午後1時より再開いたします。よろしくお願いいたします。

12:05 休憩

13:01 再開

○ 伊藤嗣也委員長

それでは、定刻になりましたので、再開いたします。

審査順序に基づきまして、健康福祉部の審査を行ってまいります。

部長から一言どうぞ。

○ 永田健康福祉部長

健康福祉部でございます。

今回は、補正予算に加えまして、議案の条例改正が1件と、それから指定管理の案件を上げさせていただいております。よろしくお願ひしたいと思います。

一つお断りでございますけれども、健康福祉部理事の栗田でございますが、ちょっと家庭に不幸がございまして、きょうは出席させていただきませんので、よろしくご了承いただきたいと思ひます。

それでは、よろしくご審査いただきますようお願いいたします。

○ 伊藤嗣也委員長

ありがとうございました。

議案第40号 平成27年度四日市市一般会計補正予算（第6号）

第1条 歳入歳出予算の補正

歳出第3款 民生費

第1項 社会福祉費（関係部分）

第6項 介護保険費

第3条 債務負担行為の補正（関係部分）

○ 伊藤嗣也委員長

それでは、まず初めに、予算常任委員会教育民生分科会として補正予算の審査を行います。

議案第40号平成27年度四日市市一般会計補正予算（第6号）につきまして説明を求めます。

○ 坂田介護・高齢福祉課長

介護・高齢福祉課の坂田でございます。よろしくお願い申し上げます。

四日市市一般会計補正予算（第6号）についてご説明させていただきます。

11月補正予算参考資料の9ページのほうをご覧ください。補正予算書のほうは34ページから39ページに掲載してございます。

この資料の9ページから14ページまでは、地域密着型サービス事業所の建設等に係る補助金の補正でございます。地域密着型サービス事業所は、市町村が事業者の指定や監督を行い、認知症高齢者や中重度の要介護高齢者等ができる限り住み慣れた地域での生活が継続できるように平成18年度に創設されたサービス体系でございますが、比較的小規模の施設でございます。

まず、9ページのサテライト型特別養護老人ホーム建設費補助金でございますが、これにつきましては、現在、八郷地区のほうに建設中の特別養護老人ホームでございますが、こちらにつきましては、三重県の補助金に係ります補助金単価が引き上げられましたので、増額補正をお願いするものでございます。

続きまして、10ページの施設開設準備経費補助金でございますが、これにつきましては、開設に必要となります備品購入でありますとか事務経費を対象とした補助でございますが、これにつきましても、補助単価の引き上げでありますとか、補助金の国庫補助から県補助への変更があり、あるいは施設の整備数の変更等によりまして、結果としては増額補正をお願いするというものでございます。

続きまして、11ページ、小規模多機能型居宅介護事業所建設費補助金でございますが、こちらにつきましても補助単価に変更がございまして、増額補正をお願いするということでございます。

その隣でございますが、12ページ、認知症高齢者グループホーム建設費補助金でございますが、こちらにつきましては、補助単価は同じように引き上げがなされましたが、今年度、3カ所の整備を予定しておりましたが、1カ所の整備にとどまりましたので、2カ所分の6070万円の減額補正をお願いするものでございます。

13ページでございますが、ちょっと長いですが、定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所建設費等補助金でございますが、これにつきましては、予定をしておりました1カ所の建設費補助でございますが、この建設が既存の事業所内で整備をするということになり、建設の補助が対象外ということになりましたことと、システム導入に係ります経費の補助金が国庫支出金から県補助金に移行したため、減額補正をお願いするものでございます。

14ページでございますが、看護小規模多機能型居宅介護事業所建設費補助金につきましては、予定をしておりました1カ所の応募に対して、今回、応募がありませんでした。事業所の選定ができなかったため、減額補正をお願いするものでございます。

それから、1ページ飛びまして、16ページでございますが、老人福祉施設事務費事業費でございます。この事業費につきましては、1番の目的といたしまして、これは、家庭環境や経済上の理由から在宅生活の継続が困難となった高齢者に対して、行政が老人福祉法に基づき施設に入所等をさせるというものでございますが、こうした入所にかかる費用につきましては、措置を実施した行政が負担をしております。そして、今回でございますが、その内容といたしまして、まず、措置入所につきましては、措置単価の増額でありますとか、措置入所者数が見込みを上回ったということがございまして、増額補正をお願いするものでございます。

(2)のショートステイでございますが、虐待等で在宅生活が困難となった高齢者を短期入所させるというものでございますが、これにつきまして、緊急対応が必要なケースの増加や利用期間の長期化というのもございまして、延べ利用人数や利用日数が当初見込みを上回るため、増額補正をお願いするということでございます。

介護・高齢福祉課のほうからは以上でございます。

○ 伊藤嗣也委員長

ありがとうございました。

○ 水谷健康福祉部参事兼障害福祉課長

障害福祉課長の水谷でございます。

同じく11月補正予算参考資料の15ページをご覧いただきたいと思います。

私のほうからは、介護給付費、訓練等給付費、いずれも扶助費でございますけれども、こちらの増額補正をお願いするものでございます。

まず、介護給付費でございますが、在宅生活を支援するためにホームヘルパーの派遣等を実施した場合の居宅介護事業、あるいは、障害の重い方がデイサービスや入浴等の目的で通所利用をされます生活介護事業、これらの事業を各事業者が実施した場合に、介護給付費として、そしてまた、就労を希望する障害のある方が通所利用をします就労継続支援事業、あるいは、地域で障害のある方が必要な支援を受けながら共同生活を営む場合の共

同生活援助事業、こちらにつきましては、各施設に対しまして、訓練等給付費として事業費をお支払いするわけですが、それぞれの事業につきまして増額補正をお願いするものでございます。

要因といたしましては、障害福祉サービスの報酬改定につきましては3年ごとに見直しを実施されており、平成27年4月より福祉介護職員の処遇改善の確保等を踏まえて処遇改善加算単価が引き上げられたということが一つ、それからまた、市内に1カ所、市外にまた1カ所、新たに生活介護事業所が、そしてまた、就労継続支援事業所が市内ですが1カ所開所をしまして、利用者のほうが増加をしているというところ、それから、共同生活援助につきましても、市内のほうで1カ所、また市外に1カ所、新たに事業所が開所をいたしましたこととか、精神病院等に長期入院している障害のある方の地域移行を進めるための地域移行加算単価が引き上げられたこと、こういったことの要因によりまして、今回、予算の不足を生じますので、増額補正をお願いするものでございます。

よろしく願いをいたします。説明は以上でございます。

○ 伊藤嗣也委員長

ありがとうございました。

○ 須藤健康づくり課長

健康づくり課の須藤でございます。よろしくお願いいたします。

私のほうからは、11月補正予算参考資料54ページの集団がん検診等事業業務委託の債務負担行為の変更と、全体会で追加資料のご要望をいただきました分につきまして、11月補正予算参考資料（追加分）でございますが、そちらの9ページを使ってご説明をさせていただきます。よろしくお願いいたします。

8月定例会議会におきまして、地区市民センター等で実施しております集団がん検診事業につきまして、市民が受診しやすい時期に検診を実施するために、前年度に各地区の日程調整を行い、検診バスを確保するため、債務負担行為をお願いさせていただきました。

8月定例会議会をお願いさせていただいた際には、1会場の受診者数が多いといったスケールメリットと、あと、9ページの1番のところに記載させていただきました、過去5年間の決算額及び人件費、物価上昇分を踏まえまして、資料中段の2、各検診1件当たりの単価の記載のとおり、平成27年度契約に基づき8月補正の単価を設定し、予算を計上させ

ていただきました。

11月入札時におきましては、毎年同時期に同じ会場で実施できることや、胃がん、大腸がん、肺がん、乳がん、子宮頸がんの五つを同日に受診できる日の設定、あと、受診者の多い地区は検診バスの配車を2台とするなど、利便性を図るために詳細な日程を設定し、入札を行いました。残念ながら、検診バスの確保や人件費などが増額となり、不調となりました。

入札結果を踏まえまして、他都市の状況等も勘案いたしまして、単価の再設定を、資料のちょうど2の平成28年度予定の11月補正に記載のとおりでございますが、再設定を行うとともに、検診日程に柔軟性を持たせまして、検診の組み合わせを見直し、入札に参加しやすい仕様と変更してまいります。8月に計上させていただきました限度額6830万円から9490万円の増額をお願いしたいものであります。よろしくお願い申し上げます。

○ 伊藤嗣也委員長

ありがとうございました。以上でよろしいでしょうか。

説明はお聞き及びのとおりでございます。

委員の皆様、ご質疑がございましたら、ご発言願います。

○ 土井数馬委員

介護・高齢福祉課のいろいろ補正予算が出ておるわけですが、補正予算ですので、建物に対するとか施設に対するものが多いわけで、大分体が悪くなった人や、それに対する介護に対するようなものなんですけれども、これは期待する意見ですけれども、やはり元気な高齢者、前も課長ともお話ししましたけれども、元気な高齢者に対する施策とか、そういうのが次のときに出てくるようなことを期待はしておきたいんですけれども、ずっとこれでは、国とか県の10分の10ですので、やっぱり四日市独自で病気とか介護を受けなくてもいいような、そういうところにお金を使うようなものをちょっと考えてほしいと思いますし、次の予算のときには期待をしたいと思いますので、きょうは期待だけ述べておきますので、よろしく願いいたします。意見です。

○ 伊藤嗣也委員長

ありがとうございました。

他にございますか。

○ 中川雅晶委員

まず、医療・介護総合確保推進法ができて、基金で補助単価が変わったって、それは理解するところで、それに伴って補正されるという部分と、それから減額補正される部分とかというのは理解して、何も異議はないんですけど、どういう補助単価か、もう少し詳細な資料だけ、後日で結構ですので、提出いただければというお願いと、それから、1件、補正予算参考資料の16ページの措置入所のところについてお伺いしたいんですが、9月末現在で114名、当初見込みの半分で、最終見込みが236名で、当初見込みよりプラス8人という内容で、今現在、もう既に明らかにオーバーをして、この部分も補正をせざるを得ないのか、8名ぐらいのそごで補正が必要なのかどうかというところのもう少し詳細な説明と、それから、ここの補正予算額2305万4000円の措置入所に係る部分と、それからショートステイに係る部分を少し詳しく教えていただけますか。

○ 伊藤嗣也委員長

中川委員、その前、資料の要求、請求がございましたが、採決には影響は……。

○ 中川雅晶委員

ないです。

○ 伊藤嗣也委員長

ないですね。なら、後ほどでよろしいですね。

○ 坂田介護・高齢福祉課長

やむを得ない措置についてまずお尋ねをいただきまして、人数のところでは確かにふえておるけれども、人数的に数字的にはわずかではないかというお尋ねではございますが、この中には、人数ばかりでなくて、かかる費用、お一人お一人について、単価がさまざま分かれておるところがございまして、例えば、途中まで生活保護がかかっておった方が途中でそれが切れてしまって、その分がこちらの事務費のほうに響いてきたとかということもございまして、そういうふうな一つ一つの変動要因もございまして、人数だけではないん

ですが、数字的には大きくふえてきたというような形になっております。

そして、先ほどの不足額のところでございますが、扶助費のほうで約2000万円ほどで、あと残りのほうが委託料というような形で、ざっとした数字ではございますが、内訳になってございます。

以上でございます。

○ 伊藤嗣也委員長

ありがとうございました。

○ 中川雅晶委員

委託費が2000万円っておっしゃいましたか。

○ 坂田介護・高齢福祉課長

扶助費のほうでございます。

○ 中川雅晶委員

ごめんなさい、扶助費のほうで2000万円、委託の部分がその残りということですね。

○ 坂田介護・高齢福祉課長

はい。

○ 中川雅晶委員

委託というのが短期宿泊のほうの委託という意味で理解すればいいですね。

○ 坂田介護・高齢福祉課長

そうですね。

○ 中川雅晶委員

じゃ、人数だけではなくて、その中身、それぞれ精査すると、かなり見込みをしていた金額よりも予算が必要になったので補正をしますということで、それは理解をしました。

ただ、措置入所の予算立てすること自体がなかなか難しい、困難であるということは十分理解をしますけれども、ただ、年々、高齢化がこれから進展していく中で、傾向性であったりとかというの分析はもちろんされているとは思いますが、また、きょうじゃなくても結構ですので、その措置入所をせざるを得ない原因の分析であったり、当然、いろいろ単独世帯がふえてきたとか、要は自分自身でなかなか何もできなくなってしまったりとか、また、高齢者虐待があったりとか、また、認知症があったりとか、いろんなケースがあるかなと思うんですけど、その原因分析をぜひまた議会のほうというか、委員会のほうに報告いただけますように、要請だけしたいと思います。

○ 伊藤嗣也委員長

他にございますでしょうか。

○ 小川政人委員

去年、請願で障害者医療費の助成費をつけること、採択をしたと思うもので、もう予算編成前やで、市で解決できることは、議会が採択した請願はきちっと実現するようにお願いをしておきます。個人的には部長には頼んだけど、僕はあれ、賛成しておらへんのやけどな。ほかの人が賛成したで。

○ 伊藤嗣也委員長

他にございますか。

○ 中川雅晶委員

ちょっと1件だけ、なしというの、ちょっと無理やり聞くみたいで申しわけないんですけど、小規模多機能型はいろいろ課題があって、なかなか応募が少ないというのはやむを得ないかなと思うんですけど、グループホームの建設費補助が予定していたよりも2カ所なくなったというので減額補正されているんですけど、3カ所予定していた2カ所というのはちょっと大きくなって思うんです。本市が潤沢にグループホームを建設していて十分足りている状況であれば、それもいたし方ないかなとは思いますが、しばらく建設してなくて、ここ数年で建設し始めて、計画的にやっておられるのに、本年度、見込みのほとんど3分の1しかできなくて、3分の2できなかったということの原因と、そ

れから、次年度以降にどういうふうに対応されるのかだけ、ちょっとお伺いしておきます。

○ 坂田介護・高齢福祉課長

今回、3カ所予定しておって1カ所しかできなかったというのは、予算のほうをお認めいただいた中で、私どもとしても非常に残念といたしますか、申しわけない気持ちでおります。

今回、1カ所にとどまった一つの原因は、ちょうど今回、3カ年の介護保険事業計画がスタートした年ということで、本来であれば、前年度のうちに募集をかけて、翌年度の施設整備を図っていくという形になるわけなんですけど、今年度に関しましては、事業計画をお認めいただいた中で、その後に施設整備に取りかかるという形でさせていただいたことをごさいますて、募集の期間が少し短かったということがあります。

今回、2カ所積み残しが出た分については、来年度、ぜひその分は達成していきたいなというふうに考えておりますが、既に来年度分については、現在、事業所募集を行っており、それに反応もいただいております。もし今回の募集でうまくいかなかった場合は、再度、来年度の当初で2回目の募集をさせてもらって、今回できなかった2カ所と、来年度、本来つくるべきであった箇所数を合わせて達成していきたいなというふうに私どもとしては考えております。それに向けて、精いっぱい周知などの力を入れてまいりたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

以上でございます。

○ 中川雅晶委員

ありがとうございます。

募集スケジュールに少し課題があったという部分と、キャリアオーバーすると、何とか計画に追いつけるように努力するという事なので、それはそれでええかなと思うんですけども、あと、建設費補助はいつまで続くかというのも誰もわからないんですけど、永遠であるかどうかというのもわかりませんので、いつそれがなくなる可能性だってないわけではないもんですから、やっぱりしっかりと、あるうちに本市の必要な施設整備を急がなきゃいけないんじゃないかなと思いますので、ぜひよろしく願いいたします。

以上です。

○ 伊藤嗣也委員長

他にございますか。

(なし)

○ 伊藤嗣也委員長

他にないようでございますので、これより討論に移ります。

討論がありましたら、ご発言願います。

(なし)

○ 伊藤嗣也委員長

ないようでございますので、これで討論を終了し、採決に移りたいと思います。

まず、全体会審査に送るべき事項につきましては採決の後に確認させていただきますので、それでは、これより分科会として採決を行ってもよろしいでしょうか。

(異議なし)

○ 伊藤嗣也委員長

反対、ご異議もないため、簡易採決により行います。

議案第40号平成27年度四日市市一般会計補正予算（第6号）、第1条歳入歳出予算の補正、歳出第3款民生費、第1項社会福祉費（関係部分）、第6項介護保険費、第3条債務負担行為の補正（関係部分）につきましては、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(異議なし)

○ 伊藤嗣也委員長

ご異議なしと認め、本件は可決するものと決しました。

[以上の経過により、議案第40号 平成27年度四日市市一般会計補正予算（第6号）、第1条歳入歳出予算の補正、歳出第3款民生費、第1項社会福祉費（関係部分）、第6項介護保険費、第3条債務負担行為の補正（関係部分）について、採決の結果、別段異議なく可決すべきものと決する。]

○ 伊藤嗣也委員長

最後に、全体会へ審査を送るべき事項につきまして委員の皆様からご提案がございましたら、ご発言願います。

(なし)

○ 伊藤嗣也委員長

なしということですので、それでは、全体会に送らないことといたします。

以上で議案第40号平成27年度四日市市一般会計補正予算（第6号）について、健康福祉部所管部分の審査は終了となります。

議案第41号 平成27年度四日市市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）

○ 伊藤嗣也委員長

続けて、次に、四日市市国民健康保険特別会計補正予算の審査を行います。

議案第41号平成27年度四日市市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）につきまして、説明を求めます。

○ 山口保険年金課長

保険年金課長、山口でございます。よろしくお願いいたします。

補正予算書の71ページから73ページをご覧ください。よろしいでしょうか。

国民健康保険特別会計の補正予算の債務負担行為の補正を行おうとするものです。平成27年度及び28年度の2カ年で行っております本市国民健康保険に医療機関から提出された診療報酬明細書、通称レセプトと言っておりますけれども、その点検業務を専門知識を有する民間業者への委託予算を減額するものです。今年度分の委託にて安価に落札できまし

たことから、減額しまして限度額を620万円とするものです。

説明は以上です。

○ 伊藤嗣也委員長

ありがとうございました。

説明はお聞き及びのとおりでございます。

委員の皆様、ご質疑がございましたら、ご発言願います。

○ 小川政人委員

これって、補正せないかんものなのか、ようわからんけど。

○ 山口保険年金課長

一応、限度額自体が、今年度の実績が出たということもありまして、それで、財政経営部のほうからも補正案件という形で指示をされております。

○ 小川政人委員

別に放っておいても一緒みたいな気がするんやけど、なぜかな。わざわざこんな印刷するだけもったいない気がする。まあ、ええわ。

○ 伊藤嗣也委員長

他にございますか。

(なし)

○ 伊藤嗣也委員長

済みません、余りにもさっぱりしておるもんで、ちょっと、私、考えてきましたので、質問させていただきます。

先ほど補正予算書の72ページのレセプトの件ですが、触ることは、先ほどのこども未来部では難しかった参考資料の62ページに載っておる生活保護レセプト点検業務ですけれども、本市は多額の手数料を払ってレセプトの審査を三重県国民健康保険団体連合会に委託

しておると思うんですが、その金額、ちょっと間違っておったら済みません、平成26年度で審査支払手数料が5234万5502円、共同処理手数料が1052万5707円の合計6287万1209円であると思います。毎年度6287万円も国保連に支払ってレセプト審査をしてもらっているわけですが、何で別のものに567万円もかけて審査をする必要があるのか、要は、国保連が行う審査と委託業者、民間業者が行う審査はどのような違いがあって、委託業者が行う縦覧点検、つけ合わせ点検は国保連にやってもらえば、その分の費用は要らないと思うんですね。国の通達があって、保険者の責務だと思いますが、国保連に委託しているレセプトの審査自体が保険者の責務だと思うんですが、今申し上げた6000万円余のお金、それから、民間委託の500万円余のお金は、市民の福祉向上に直接つながるのかどうか、非常に疑問であります。レセプトの審査は大事な仕事やと思いますけれども、この仕事に多額のお金をかけるのはいかがなものかと。だから、国保連に民間に今委託しておることもやっぱりやっていただくべきではないかと思うんですが、いかがですか。

○ 山口保険年金課長

ただいまご質問がありましたレセプト点検ということなんですけれども、レセプト点検については2種類ございまして、一つは、1次点検といたしまして、その月その月のレセプトを、医療機関のそれぞれの医療点数等の解釈とか、それから薬価基準などに照らして点検をするという部分があります。これについて、我々は三重県国民健康保険団体連合会のほうにお願いして点検していただいているという、毎月毎月のことです。それから、我々が今、保険年金課で行っておりますのは2次点検と申しまして、その出てきたレセプトについて、過去のレセプトとの比較、あるいは、医科、歯科、調剤、在宅等の横での科目違いでそれが条件として合っているかという2次点検を行っております。今回、民間委託のほうに出しておりますのは、我々が今現状やっている2次点検のほうという形ですので、先ほどの国保連のほうには1次点検のほうをお願いしているという違いがございます。

以上です。

○ 伊藤嗣也委員長

ありがとうございます。

今、レセプトの業務を委託している民間業者さん、入札参加者の一覧表をインターネットで見れるんですが、見ても、さまざまな医療機関でレセプトの業務を受託していると思

います。いわば自分の会社がつくった、作成したレセプトを自分の会社で審査する場面もあり得ると思うんですね。そういう意味で、公平な審査というのができるのかという疑問もあります。

レセプトの審査ができる臨時職員が何人いるのか、要は、そのような職員がいればできるわけですよ。民間企業に委託するといいますが、保険年金課の前を通ると、たくさんの職員が働いておられるわけですが、この職員の中にレセプトの審査ができるのは、課長のほうから、1人しかいないというふうに聞きましたが、これでは保険者として本当に責任が果たせない状況だと思います。今の職員でレセプトの審査ができないというのなら、一体これは課としてどうなっておるのかというふう非常に不安を持たざるを得ない状況です。人件費がふえやんように、今おられる職員の方でやっぱりレセプトの審査ができるようにすべきではないのかというふうにして、民間企業へのレセプトの審査委託を回避することを早急に検討していただく必要があるのではないかなと思うんですが、その辺はいかがでしょう。

○ 山口保険年金課長

今、お話がありました臨時職員の件なんですけれども、実は、平成27年度当初予算要求のときにもお話しさせていただいたんですけれども、かつて臨時職員、レセプト点検員という形で、うちのほう、3名ほどおりましたけれども、そのベテランレセプト点検員のほうが家庭の都合等でやめられまして、その後、ハローワーク等へ希望を出しましても、なかなか医療事務を行える方々というのは集まりませんで、我々のほうも、正規職員も含めて、その分の穴を埋める形で作業はしてきたんですけれども、平成26年度、またさらに1名やめるといふ形になりまして、今現状、1名になっているということもありまして、これについては民間委託という形で考えた上で業者への委託を考えたというのが実情でございます。

○ 伊藤嗣也委員長

ありがとうございました。

結局、やめていかれる理由は、臨時職員の値段といいますか、時給の単価といいますか、安いからだ、仕事の割に合わないという部分があるかと思うんですね。ですから、その辺、多分、本市においては一律の値段ではないかなと思うんですが、やっぱりその職種

の能力に応じて単価を、ちゃんと所管している課として、部として要求していく必要がある。そうじゃなかったら、レセプトの点検をできる人は、本当に今の方がいなかったら全くゼロになるわけですね。だから、今できない職員の方に唯一残っている方が教えて育てていかなかったら、四日市市はレセプトのチェックができない保険者になってしまうわけです。これは非常に危険ですので、とにかくきちっと今から早急に体制をとっていただくことを強く要望していきたいと思いますが、部長、一言いかがですか。

○ 永田健康福祉部長

まず、レセプトの件でございますけれども、基本的には医療機関が正しく適正に請求していただけるかというところが問題かと。それを1次点検として国保連のほうで違う立場からチェックをしていただくと。なおかつ、私どもとして二重チェックをするのに、委員長からは、臨時職員であっても能力のある者を雇ってはどうかというご提案をいただいたというところでございます。

やはり医療のチェックのほう、なかなか専門的な知識もかなり要りまして、外部の委託した業者のよい点としては、独自のチェックするためのソフトまでつくってやっているというメリットもございます。そこら辺で、職員の能力を高めるという必要性は私ども思っておりますので、研修等もこれからもしていきますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○ 伊藤嗣也委員長

ありがとうございました。

私は、委託をゼロにせいと言っておるんじゃないんですよ。職員がレセプトをチェックできる能力があった上で外部に出すんやったらいいんですけども、できない状況で出しているから、それでは全然育たないんですよ。やっぱりそういうところをきちっと部長にお願いしたつもりなんですけど、なかなか思った答えをいただけないので残念なんですけど、ぜひ頑張って育ててください。よろしくお願ひします。

○ 中川雅晶委員

私はちょっと委員長と意見が違うんですけど、レセプトのチェックは、既に第1次というか、簡単な基礎的なもののチェックは国保連でやっていますので、この2次チェックと

というのは、どういうものを再度、ダブルチェックの意味もあるかもしれないですけど、ここへ委託してやるというところの意図は、やっぱり次の段階へ進んでもらわなきゃいけないかなと思うので、それは、例えば、健康の施策に使えるようなデータ分析をするとか、また、今はやりのジェネリック医薬品の割合をどれだけふやしていくとか、その効果検証であったりとか、さっき言った生活習慣病の改善であったりとか、また、医療機関ごとの傾向性とかというのを分析できるかどうかという、それを集積できるかというところで委託するというのであれば非常に効果があるかと思うんです。だから、そういうところでぜひ使っていただきたいとか、そここのところに引き上げてほしいんです。単なる国保連から出てきたやつを再度チェックして、それで間違いないですよというだけでは、さっき委員長が言われたように余り意味がないのかなと思いますし、ぜひその辺の方向性とかお考えがあれば、ちょっと伺わせていただきたいんですが。

○ 山口保険年金課長

保険年金課のほうでは、ちょっと別事業になるんですけども、従来、紙レセプトという形だったんですが、今、電子レセプトという形で画面、画像の中に入っているということで、その部分についてのレセプトからデータを引っ張ってきまして、データヘルスという形で分析をしております。それはまた全くの別の事業でございまして、このレセプト点検とは違う事業なんですけれども。

それからあと、ジェネリック医薬品の差額通知を送付しておりますけれども、その後の効果検証についても、こちらの出てきたレセプトのほうから、その調剤を使った額がどれぐらい変わっているかというのを、これで今追っかけている状態でございます。

それから、そのほかに医療費適正化の面なんですけれども、どれだけ医療費を使ったかという額についても、実はこのレセプトを電子化したものから金額を算定して行っているという利用方法をしております。

以上です。

○ 中川雅晶委員

ぜひそういうデータの有効活用ができるように研究いただきたいと思いますし、本当の健康施策からいくと、国民健康保険だけのデータではなくて、本当は民間企業の健康保険とか組合員の健康保険とかというところのデータもいただかないと、適正なものはないかな

か出てこないのかなと思うんですけど、そういうものがちゃんと効果検証としてできれば、国が今進めている健康寿命の促進の重要な指標になってくるという思いもあるので、ぜひそういうことも研究しながらやっていただくようお願いしておきます。

以上です。

○ 伊藤嗣也委員長

私から、中川委員の質疑に対して山口課長がご答弁された内容について、何度もお話しさせてもらったんですが、初めて伺いましたので、そのような有効活用をされておるといふことは。資料を後ほどで結構ですので、まとめて一覧で下さい。よろしいでしょうか。

○ 永田健康福祉部長

今ご質問いただいた点で、中川委員からお話のあった、国民健康保険の健康増進といひますか、特定健診等の部分の資料ということではよろしいでしょうか。

○ 伊藤嗣也委員長

いえいえ、課長が答えたことです。課長がお答えになったことは実際やっているっておっしゃっていましたので、その資料を下さい。よろしいですか。ありますよね。そういうことをやられておるような答弁でしたので。

○ 山口保険年金課長

データヘルス計画の関係の……。

○ 伊藤嗣也委員長

いろいろとおっしゃった、答弁されたことの資料。

○ 山口保険年金課長

それをお出しさせていただきます。

○ 伊藤嗣也委員長

お願いします。

他にございますか。

(なし)

○ 伊藤嗣也委員長

なしでございますので、これより討論に移ります。

討論がありましたら、ご発言願います。

(なし)

○ 伊藤嗣也委員長

ないようでございますので、採決に移りたいと思います。

全体会審査に送るべき事項については、採決の後に確認させていただきます。

それでは、これより分科会として採決を行ってよろしいでしょうか。

(異議なし)

○ 伊藤嗣也委員長

ご異議もないため、簡易採決により行います。

議案第41号四日市市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）につきましては、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(異議なし)

○ 伊藤嗣也委員長

ご異議なしと認め、本件は可決するものと決しました。

[以上の経過により、議案第41号 平成27年度四日市市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について、採決の結果、別段異議なく可決すべきものと決する。]

○ 伊藤嗣也委員長

最後に、全体会へ審査を送るべき事項について、委員の皆様からの提案がございましたら、ご発言願います。

(なし)

○ 伊藤嗣也委員長

それでは、全体会へ送らないこととします。

以上で議案第41号平成27年度四日市市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）の審査は終了となります。

少しお待ちください。

このまま進めさせてもらいます。

議案第43号 平成27年度四日市市介護保険特別会計補正予算（第1号）

○ 伊藤嗣也委員長

次に、四日市市介護保険特別会計の補正予算の審査を行います。

議案第43号平成27年度四日市市介護保険特別会計補正予算（第1号）につきまして、説明を求めます。

○ 坂田介護・高齢福祉課長

介護・高齢福祉課、坂田でございます。お願いします。

お手元の予算常任委員会資料、介護保険特別会計補正予算（第1号）のほうをご覧ください。補正予算書83ページから102ページに掲載してございます。この資料のほう、1ページのほうをご覧くださいませでしょうか。

今回の補正予算につきましては、平成26年度の介護保険特別会計の決算といたしまして、歳入歳出差し引き残額といたしまして13億3700万円余の繰越金を生じました。

これにつきまして、まず、歳入予算につきまして、国、県、市及び40歳から64歳までの第2号被保険者のそれぞれの負担割合に応じて、払い過ぎ、または支払い不足になった額について清算を行うものでございます。そして、残額につきましては、今年度の介護保険

の給付金の支払いに充てていくために、介護給付費支払準備基金に一旦積み立てを行い、年度末でこのうち約8億5000万円を取り崩してまいりたいと考えております。そのため、基金繰入金を当初予算1億円に加えて約7億5000万円の増額補正を行うものでございます。

続きまして、歳出でございますが、3ページのほうをご覧くださいませでしょうか。

これにつきましては、まず、総務費のところでございますが、人件費でございます、これは所要見込み額に合わせた補正をさせていただくということでございます。それから、基金への積立金といたしまして約10億5900万円、それから、国、県等への返還金の8200万円余の増額などによりまして、歳入及び歳出予算としてそれぞれ11億6089万8000円の増額補正をお願いするものでございます。

資料の説明は以上でございます。

○ 伊藤嗣也委員長

説明はお聞き及びのとおりでございます。

委員の皆様、ご質疑がございましたら、発言願います。

(なし)

○ 伊藤嗣也委員長

質疑もないようでございますので、これより討論に移ります。

討論がありましたら、ご発言願います。

(なし)

○ 伊藤嗣也委員長

別段ないようでございますので、採決に移りたいと思います。

全体会審査に送るべき事項につきましては、採決の後に確認させていただきます。

それでは、これより分科会としての採決を行ってよろしいでしょうか。

(異議なし)

○ 伊藤嗣也委員長

ご異議もないため、簡易採決により行います。

議案第43号四日市市介護保険特別会計補正予算（第1号）につきましては、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（異議なし）

○ 伊藤嗣也委員長

ご異議なしと認め、本件は可決するものと決しました。

〔以上の経過により、議案第43号 平成27年度四日市市介護保険特別会計補正予算（第1号）について、採決の結果、別段異議なく可決すべきものと決する。〕

○ 伊藤嗣也委員長

最後に、全体会へ審査を送るべき事項について、委員の皆様からご提案がございましたら、ご発言願います。

（なし）

○ 伊藤嗣也委員長

それでは、全体会に送らないこととします。

以上で議案第43号平成27年度四日市市介護保険特別会計補正予算（第1号）の審査は終了となります。

ここからは教育民生常任委員会として一般議案の審査に移ります。

議案第51号 四日市市旅館業法施行条例の一部改正について

○ 伊藤嗣也委員長

それでは、議案第51号四日市市旅館業法施行条例の一部改正についての審査を行います。

議案第51号四日市市旅館業法施行条例の一部改正につきまして説明を求めます。

○ 平田健康福祉部参事兼衛生指導課長

よろしくお願ひします。

議案書の63、64ページでございます。よろしくお願ひします。

四日市市旅館業法施行条例の一部改正でございます。この条例改正につきましては、勤労青少年福祉法等の一部を改正する法律の施行によりまして、関係する法令である職業能力開発推進法及び勤労青少年福祉法が改正されたことに伴いまして、この条例上でこの法律を引用する部分の条項ずれ等、規定の不整合を整備するものでございます。

改正する部分につきましては、お示しの新旧対照表のとおりでございます。

説明は以上でございます。よろしくお願ひします。

○ 伊藤嗣也委員長

ありがとうございました。

説明はお聞き及びのとおりでございます。

委員の皆様、ご質疑がございましたら、発言願ひします。

(なし)

○ 伊藤嗣也委員長

ご質疑もないようでございますので、これより討論に移ります。

討論がありましたら、ご発言願ひします。

(なし)

○ 伊藤嗣也委員長

別段ないようでございますので、採決に移りたいと思います。

それでは、採決を行います。

ご異議もないため、簡易採決により行います。

議案第51号四日市市旅館業法施行条例の一部改正につきまして、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(異議なし)

○ 伊藤嗣也委員長

ご異議なしと認め、本件は可決するものと決しました。

[以上の経過により、議案第51号 四日市市旅館業法施行条例の一部改正について、採決の結果、別段異議なく可決すべきものと決する。]

○ 伊藤嗣也委員長

次に、議案第54号四日市市障害者体育センターの指定管理者の指定についての審査を行います。

議案第54号 四日市市障害者体育センターの指定管理者の指定について

○ 伊藤嗣也委員長

議案第54号四日市市障害者体育センターの指定管理者の指定につきまして説明を求めます。

○ 水谷健康福祉部参事兼障害福祉課長

障害福祉課長の水谷でございます。よろしくお願いをいたします。

議案書のほうは69ページでございます。

今回の内容は、平成28年4月1日から平成33年3月31日までの5年間、西日野町にございます障害者体育センターの指定管理者の指定につきまして、上程のほうをさせていただいております。

先般、6月定例会議会におきまして、公募条件の見直し等を目的としました条例改正、議決のほうをいただきまして、その折に障害者体育センターを活用した就労体験や実習機会の提供がなされるようにとのご意見をいただいたところでございます。したがって、8月に指定管理者の公募を行った際、募集要項の中で障害者体育センターを活用した就労体験や実習機会を障害者に提供するなど、施設の効用を最大限に発揮できるよう創意工夫

を行い、障害者の自立と社会参加の促進につながるよう求めたところでございます。結果として2者から応募がありまして、9月に指定管理者選定委員会によるヒアリング、10月の総合審査を経て、候補者として四日市市障害者体育センター運営委員会グループを選定した旨、指定管理者選定委員会より市長宛てにご報告をいただいております。

候補者である四日市市障害者体育センター運営委員会グループでございますが、こちらの団体は、現在の指定管理者でございます特定非営利活動法人障害者福祉チャレンジド・ネットを代表といたしまして、その他、特定非営利活動法人ユニバーサル就労センターと四日市市身体障害者団体連合会を構成メンバーとするグループでございます。

選定結果の概要でございますけれども、2者の公募のうち、1者は62.4点、候補者のほうは68.6点でございます。

候補者に対する選定委員会の審査講評につきましては、知識や経験に基づく体育センターの安定的な管理運営や障害者団体との連携による多様な障害者の受け入れと利用促進、構成メンバーの一つであるユニバーサル就労センターの強みを生かした障害者の就労体験、実習の機会の提供といった構成団体それぞれの有する専門性、あるいはネットワークを活用する点が評価された次第でございます。

この議会でお認めをいただきますれば、平成28年4月1日から平成33年3月31日までの基本協定を3月末までに締結いたしまして、4月1日から現在の管理者である特定非営利活動法人障害者福祉チャレンジド・ネットを代表団体とします四日市市障害者体育センター運営委員会グループに障害者体育センターの運営管理をお願いする運びとなります。

どうぞよろしくお願いをいたします。説明は以上でございます。

○ 伊藤嗣也委員長

ありがとうございました。

説明はお聞き及びのとおりでございます。

委員の皆様、ご質疑がございましたら、ご発言願います。

なしでよろしいですか。

○ 小川政人委員

提出議案参考資料の2ページの点数が入っておるんやけど、これだけか。もっと細かいのがあらへん。えらい大ざっぱやなと思って。

○ 水谷健康福祉部参事兼障害福祉課長

指定管理者の選定委員会のほうからの報告書の中では細かい点数が出ておりますので、その点数表をお配りさせていただいたほうがよろしいでしょうか。

○ 小川政人委員

当たり前やないの。

○ 水谷健康福祉部参事兼障害福祉課長

申しわけございません。

○ 小川政人委員

賛成せんぞ。

○ 伊藤嗣也委員長

採決に影響するという小川委員のお言葉でございますので、準備、どれぐらいかかりますか。

○ 水谷健康福祉部参事兼障害福祉課長

今からちょっとコピーしますので、5分ほどお待ちいただければと思いますが、申しわけございません。

○ 伊藤嗣也委員長

ここで一旦休憩して、2時5分再開でよろしく願いいたします。

13：54 休憩

14：06 再開

○ 伊藤嗣也委員長

それでは、再開いたします。説明をお願いいたします。

○ 水谷健康福祉部参事兼障害福祉課長

障害福祉課長の水谷でございます。

大変申しわけございませんでした。お手元のほうに指定管理者候補者選定審査票（集計表）という形で1枚のものをお配りさせていただきました。この資料でございますけれども、応募者は2者ということで、一つはユーユーハウス、もう一つは障害者体育センター運営委員会グループでございます。

左端のほうで大項目というふうでございます。評価の項目として、大項目、中項目がございます。大項目の中でさらに三つに分かれてございます。

見方でございますけれども、小項目の中では配点が4点ということで、委員さんが全部で8名みえますので、それぞれ4点ずつをつけますと、最高得点が32点というふうな形になります。1行目ですけれども、ユーユーハウスについては32点中の13.6点、障害者体育センター運営委員会につきましては32点中の24点と、こういうふうな見方になります。

評価項目として、基本的な考え方、施設の性格や目的等に合致した方針があること、あるいは、市民の平等な利用の確保とか、施設の効用が最大限発揮されていること、その下で団体の経営状態、あるいは事業計画、その事業計画の中身が、施設の管理運営の実施方針、こちらが目的に合っているかどうかとか、それから、施設の運営体制とか組織、事業への具体的な取り組み方、適正な管理や経理、安全管理、緊急時等の対応等々につきまして、それぞれこの配分に従いまして委員さんのほうが点数をつけられて、合計といたしましては、85点換算で47.4点がユーユーハウス、障害者体育センター運営委員会が53.6点でございます。

こちらに提案価格のほう、最高得点が15点でございますけれども、こちらを加えた結果、ユーユーハウスのほうが62.4点、障害者体育センター運営委員会のほうが68.6点ということで、障害者体育センター運営委員会のほうを指定管理者としてお願いするものでございます。

説明は以上でございます。

○ 伊藤嗣也委員長

ありがとうございました。

ご質疑を承りたいと思いますが、よろしいですか。小川委員、よろしいですか。

○ 小川政人委員

手を抜いたらあかん、手を抜いたら。自分ら、レセプトは二重チェックしておると言っておいて、これはこれで決まりましたって、そんなええ加減なこと、俺らにさせるなさ。

○ 伊藤嗣也委員長

ご意見でよろしいですか。

他にございますか。

(なし)

○ 伊藤嗣也委員長

質疑もないようでございますので、これより討論に移ります。

討論がありましたら、ご発言願います。

(なし)

○ 伊藤嗣也委員長

別段ないようでございますので、採決に移りたいと思います。

それでは、採決を行います。

(異議なし)

○ 伊藤嗣也委員長

ご異議もないため、簡易採決により行います。

議案第54号四日市市障害者体育センターの指定管理者の指定につきましては、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(異議なし)

○ 伊藤嗣也委員長

ご異議なしと認め、本件は可決するものと決しました。

[以上の経過により、議案第54号 四日市市障害者体育センターの指定管理者の指定について、採決の結果、別段異議なく可決すべきものと決する。]

○ 伊藤嗣也委員長

それでは、ここからは、請願第7号ウイルス性肝炎患者に対する医療費助成の拡充を求める意見書の提出についての審査を行います。

請願第7号 ウイルス性肝炎患者に対する医療費助成の拡充を求める意見書の提出について

○ 伊藤嗣也委員長

請願者の皆様、お待たせいたしまして申しわけございません。

ここからは請願第7号ウイルス性肝炎患者に対する医療費助成の拡充を求める意見書の提出についての審査を行います。

本請願の審査に当たりまして、請願者の方が請願趣旨についての意見陳述を行うため、お越しいただきました。

なお、国の関係機関に意見書の提出を求める内容でありますので、本請願が採択された場合には、採択への賛成委員による意見書の提出の発議を行うこととなります。

それでは、これより審査を行います。

まず、請願文書の朗読を事務局に求めます。

(事務局朗読)

○ 伊藤嗣也委員長

ありがとうございました。

請願の趣旨はお聞き及びのとおりでございます。

請願者の方は請願者席に移動してください。

教育民生常任委員会委員長の伊藤でございます。本日は、お忙しいところ、当委員会にお越しいただきありがとうございます。

これから本請願についての趣旨をご説明いただき、その後、委員よりご質疑をさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

それでは、請願者の方に請願趣旨についての意見陳述を行っていただきますので、よろしくお願いいたします。

○ 請願者（杉山）

全国B型肝炎訴訟名古屋弁護団の弁護士の杉山と申します。

本日は、この請願の意見陳述の機会を与えていただきましてありがとうございます。また、紹介議員となっていたいただいた藤田真信先生にも感謝申し上げます。

それでは、簡単にではありますが、請願の趣旨についてご説明させていただきます。

まず、私どもが所属しているB型肝炎訴訟の弁護団についてのご説明でございますけれども、これは、幼いころに集団予防接種で注射器の回し打ちによってB型肝炎に感染してしまった方を救済するための訴訟でございます。平成23年に国との間で基本合意が締結されて、それに基づいて特別措置法がつくられまして、その枠組みの中で今活動をさせていただいております。

それで、請願の理由の中にも、今ご紹介がありましたとおり、B型肝炎ウイルスの患者の方というのは、国の責任で感染してしまった患者の方というのは四十数万人に及ぶというのが国の推計でございますけれども、現在、全国各地で訴訟を行っておりますが、全国の患者数としては、現時点では2万人程度にとどまっております。それで、名古屋弁護団としては、愛知県と三重県と岐阜県の3県を担当させていただいておりますけれども、現在のところ、1200名程度の患者数にとどまっています。

基本合意が締結されてから4年になるんですけども、いまだにまだなかなか救済が進まない原因の一つには、もともとのB型肝炎の訴訟というのが平成元年から始まって20年近く戦い続けた結果、結論が出たということもありまして、昔の資料が残っていないがためになかなか立証ができないという患者さんがたくさんいらっしゃいます。B型肝炎訴訟については、現状、このような状況となっております。

それで、今回、請願で出させていただきました医療費助成の点ですけれども、大きくは2点ございまして、一つは、ウイルス性肝硬変、肝がんに係る医療費の助成制度の創設、もう一つは、身体障害者の認定を緩和していただきたいというお願いでございます。

先ほどもご紹介いただきましたように、ウイルス性の肝炎患者の方に対しては、既に平成22年から肝炎対策基本法という法律に基づきまして一定の助成制度がつくられております。その内容としましては、主に慢性肝炎の患者さんに対する支援でして、注射を打つインターフェロン治療ですとか、服薬で核酸アナログ製剤というお薬を飲む、そういった治療を受けられる患者さんに対しては、上限の負担額が1万円なり2万円といったところで治療を受けられるという制度を今つくっていただいております。しかしながら、その後、さらに症状が重くなって、肝硬変だとか肝がんに進行してしまった場合に、肝炎患者の方に対する特別な支援の制度というのが今のところ整っておりません。それで、ただ、症状が進行してまいりますと、その分、お体のほうも苦しくなりますし、治療を受けなければならない、経済的にも苦しくなっているという現状があります。

肝がん患者の入院回数なんですけれども、3回以上入院されているという方が過半数、51%という調査がございます。5回以上入院しているという方も25%に上ると言われております。また、かかる医療費についてでございますが、肝硬変患者の自己負担年間医療費について、20万円以上かかっているという方が2割おられます。肝がん患者の場合ですと、20万円以上かかっているという方が41%、さらに、100万円以上かかっているという方についても9%近くに上っております。

このように、症状が進行すればするほど、経済的にも、また肉体的にも大変つらい思いをされているというのが実情でございますが、現在のところ、肝硬変や肝がんの患者に対する特別な支援というものが無いものですから、患者さんは大変苦しい状況に置かれていると言えます。

それで、肝硬変患者や肝がん患者というのは、どういう方になるかということなんですけれども、大体9割の方はウイルス性肝炎の方と言われております。そのうち7割がC型肝炎で2割がB型肝炎と言われておりまして、非常に多くの方、ウイルス性肝炎を患っている方がそのようなご病気を患っているということもありまして、そして、そのウイルス性肝炎にかかってしまった感染の大きな原因の一つが、B型肝炎でいえば集団予防接種であり、C型肝炎でいえば血液製剤の輸血であるといったところで国の責任が認められているところですので、ぜひとも肝炎患者の方に対する特別な手当をお願いしたいということ

で、本日、意見陳述に参らせていただきました。

○ 請願者（林）

同じく名古屋弁護団から参りました弁護士のエと申します。

先ほど紹介議員のほうで、伊藤修一先生も紹介議員になっていただいたというお話を聞きましたので、あわせて御礼申し上げます。

少し補足させていただきますと、本請願の内容につきましては、ことし、参議院で既に請願を採択されておりました、あとは衆議院のほうは継続審議になっておりますので、引き続き衆議院のほうを後押ししていただくという意味もございまして、四日市市議会においてもぜひ請願を採択していただきたいというふうに考えております。

また、国会に関していいますと、三重県ですと、田村前厚生労働大臣が発起人となっております、与党議員を中心として肝炎対策推進議員連盟というのが設立されて、もう既に4回ほど会合を開いているというふうに伺っております。これは、目的は、今回お願いしている医療費助成の拡大と障害認定の緩和という内容を国会議員の先生方で研究していただいて、制度の改善に取り組んでいただくという目的で設立された議員連盟というふうに伺っております。

先ほどお話しさせていただいたうちの障害認定の緩和につきましては、既に厚生労働省のほうで見直し案がまとめられて、平成28年4月をめどに現在改訂作業中でございます。したがって、今回お願いするのは、改訂の内容がより患者を保護していただけるという方向で作業を進めていただくということをお願いすることになっております。

それから、医療費の助成につきましては、肝炎対策基本法で所得割で1カ月当たり2万円程度の自己負担ということで国の制度としては定まっておりますが、実際によりましては、所得割の金額で一定の方につきましては月1万円におさまるように、実際独自の上乗せ支給ということも行われておりますので、本請願とは直接は関係のあるところではないのですが、医療費助成については、各自治体のほうで上乗せの助成をしていただけるようにぜひお願いしたいというふうに思っております。

私のほうからは以上です。

○ 請願者（杉山）

それでは、本日は、弁護士のほかにB型肝炎訴訟の原告となられた石原さんとおっしゃ

いますけれども、お越しいただいておりますので、石原さんのほうからも少しお話しいただきたいと思っております。

○ 請願者（石原）

名古屋原告団の石原です。

私は、乳児期の集団予防接種によりB型肝炎になり、現在は慢性B型肝炎を発症し、4年前にインターフェロンの治療を行いました。ですが、実際にはウイルスを除去することができず、今も肝臓の炎症は続いております。いつか肝硬変、肝がんになる日が来るのではないかと、そういったことを考えながら日々過ごしております。

現在、先ほどご説明にあったように、肝炎に対する医療費助成は、肝炎治療特別促進事業としてインターフェロン治療、核酸アナログ製剤治療に対して行われております。私も4年前の治療にはそちらを利用させていただきました。しかし、こちらは対象となっている医療が限定されておまして、実際には肝硬変、肝がん、そういった病状が重くなった方々には使えていないものになります。しかし、肝がん、肝硬変になってしまった方々は、治療のために入退院を繰り返し、そのために仕事ができなかったり、周りの目を気にしながら生きていかなければならない人たちがたくさんみえます。

治療のために入退院を繰り返し、そこにかかる医療費はとても高額になってきますが、B型肝炎に感染しているということで、民間の医療保険などにも入れていません。全て自己負担で皆さん行っていくこととなります。そのために、家族が全財産を使っていたり、もしくは家族に負担をかけないために治療を受けることを諦め、命を落とす患者もみえます。

そういった方々、患者のためにも、やはり国に医療費補助をしていただきたいというのと、また、実際働けないことになってしまっている、その原因になったものは医原病と言われるウイルスになっております。そのことも含め、医療費と、あと最低限の生活をきちんと保障できる制度を国にはつくっていただきたいと思っております。そのためにも、国だけではなく、それぞれ地域の皆様のお力添えをいただきたいと思っておりますので、どうぞよろしく願いいたします。

○ 伊藤嗣也委員長

ありがとうございました。

請願者の意見陳述はお聞き及びのとおりでございます。

請願者の方に対し、委員の皆様方からご質疑があればお願いいたします。理事者への質疑につきましては、後ほど時間を設けますので、その際をお願いいたします。

それでは、委員の皆様、よろしくお願いいたします。

○ 土井数馬委員

請願の趣旨は、ずっと見せていただいて、大変中身的には私には難しいんですけれども、実は、日永というところに私は住んでいるんですけれども、何十年か前に日永肝炎というのが流行いたしまして、それもやはり原因がわからないまま、私の近所でもいまだに三重大学へ行ってインターフェロンですか、1週間ぐらい入院して投与している、そういう方が近所にも何名もみえるわけですね。やはり自己負担をしてみえる。亡くなった方もみえますし、それが何が原因かわかりません。注射だったのか、ウイルス性なのか、わかりませんが、ただ、ここに書いてあるとおり、自己負担でやってみえて、やはりそこへ行ってインターフェロンの治療をしているというのもなかなか言い出しにくいみたいで、しばらく顔を見ないなと思ったら、やっぱりそういう病院へ行っている、そういう方が現実にいることは確かでございますので、やはりこういう趣旨での内容であれば、国、特に参議院がそういうふうに言ったのであれば、衆議院のほうでもしていただけるように、この2項目に対して、医療費助成の制度を創設することは大事ですし、身体障害者福祉法にも、死ぬ直前までにならないと出ないなんていう、そんなばかげたことはないわけですので、その辺も勘案してでも、ぜひ四日市市議会としても出していくべきだと思いますし、先ほど請願者の先生がおっしゃったように、四日市自体でも、地方自治体のほうでも、やはり医療費の助成というものもこれと同時に考えていくべきであろうというふうに今感じましたので、請願自体に私はもちろん賛成いたしますし、後ほど理事者のほうで、そういった市単独の制度のことについてもちょっと意見を伺ってみたいなと思いますが、請願の趣旨に対しては賛同させていただきます。

以上でございます。

○ 伊藤嗣也委員長

ありがとうございました。

他にございますか。

○ 太田紀子委員

全くちょっと個人的なあれで申しわけないんですけど、たまたまきょうは私の母親が亡くなった命日のございまして、肝炎で亡くなっております。ちょうど丸々18年、19年目に入るんですが、やはりそのときちょうどインターフェロンが出回ったところで、60歳前にかかりまして、慢性になるまでに数年は経過しておりましたけれども、そのころ、私はもう年だからいいけれども、自分と同じ思いをする人があっては悲しいということで、幸い、肝がんや肝硬変にはならず、慢性化のまま亡くなったんですけれども、肝臓を検体という形で出させていただいたんですけれども、やっぱりこれは家族でこういう方を持ってみえないと、その苦しみというんですか、わからない。見た感じは元気なただけけれども、何もする気が起こらない。入院していて気分のいい朝があるらしいんですね。そのときに、家に電話して迎えに来てって言おうかなと思った瞬間にもう気分が悪くて立ってられないとか、そういう話を何回も何回も母親から聞かされておりました。まして、肝硬変になるんじゃないか、肝がんになるんじゃないかという、そういう不安を抱きながら、まして、それがお金のかかることと思えば、どうしても治療を受けさせたくても受けさせられないという状況も生まれてくるかと思うので、ぜひとも私もこのことには賛成させていただきたいと思いますので、お願いいたします。

○ 伊藤嗣也委員長

ありがとうございました。

他にございますか。

○ 中川雅晶委員

これだけ大勢の方が感染をされて、特別措置法である一定の救済の道をつけたにもかかわらず、やはり患者が相当因果関係を立証しなければなかなか救済を得られないというところで、これだけの多くの方がなかなかその恩恵をこうむれないので、今こうやってやっておられると思うんですけれども、例えば、これだけ金額をかけて、10万円以上、20万円以上、100万円以上のデータを出していただいていますけれども、これ以外にも、例えば治療を放棄せざるを得ない方々とかというのは、そういう実態とか、どんなものなのかというのを教えていただきたいのと、こういうことを患者が立証しなきゃならないという法

の制度自体が、入り口自体がなかなか適応していない部分があるのかなと思うので、もしその辺のご意見があったら教えていただきたいんですが。

○ 請願者（林）

じゃ、私のほうから簡単にご説明させていただきます。

まず、治療を放棄するということにつきましては、先ほどありました、もともとインターフェロンは非常に自己負担金が高かった。最初は月10万円というところぐらいからスタートしたというふうに聞いていまして、いろいろと制度が改善されたりとか薬価が下がったということもあって、月5万円とか3万円とか2万円とかという形にやっと下がってきたという実態もあるのもあります。

それから、訴訟を提起できない方というのは、もちろん裁判手続を通して行うという合意になっていますので、証拠裁判主義ということで非常に資料が必要だと、立証責任の問題もあります。その問題はあるんですけど、資料がそろっている方でも提訴を断念される方というのはいらっしゃいます。それは差別の問題が絡んでおりまして、例えば、配偶者は知っているけど、配偶者の家族にはB型肝炎になっていることを知らせていない、知られたくない、だから、母子手帳はあるし、母親も健康で、母子感染でないということは立証は可能なんだけど、提訴はできない。今の裁判自体も、薬害エイズのとおり同じように、原告は番号でしか裁判手続を進めていません。名前は原則控えて裁判手続は進んでおります。治療も、今は核酸アナログ製剤ですと、かなりインターフェロンと違って大きな病院でなくても治療可能なんですけれども、近くの病院に行くとわかってしまうというのもあったりして、そういうことで治療を放棄されるという方もいらっしゃいます。

次に、訴訟の入り口の問題に関していうと、もちろん立証の問題もあるんですが、いかんせん、臨床医学の世界ではある話なんですけど、7歳までに受けた集団予防接種が成人になってから慢性肝炎を発症するとか、肝硬変になるとか、肝がんになるなんていうことは全く想像もつかなかったわけです。だから、その医療のメカニズム自体もいまだにまだ正確なところはわかっていなくて、恐らくそうだろうという、医学的にも完全に立証されたというわけでもないものですから、それをましてや裁判ということで国家賠償という請求の中で、その医療のメカニズム自体をまず解明もされていない段階で、そこはどうしても我々から見ても慎重にならざるを得ないというところはある程度仕方がないというところがありますので、裁判の救済は裁判の救済として重要ではあるんですけど、こういう形

で政治の力をお借りして広く救済をしていくということも非常に大切ではないかなというふうに考えております。

○ 中川雅晶委員

いろいろ難しい課題もあるのかなと思いつつも、ただ、ウイルス性肝炎という、広く救済をしていこうという趣旨には賛同させていただくことをつけ加えて、終わります。

○ 伊藤嗣也委員長

他にございますか。

(なし)

○ 伊藤嗣也委員長

他に質疑がないようでございますので、質疑はこれで終了とさせていただきます。

請願者の皆様は傍聴席のほうにお戻りください。

それでは、理事者のほうから補足説明がありましたらお願いいたします。

○ 久志本保健予防課長

保健予防課、久志本でございます。

理事者として補足説明というのはございませんが、先ほど請願者の方、土井委員のほうからちょっとお話が出ました市町でも助成をというふうなお話の件なんです、実はちょっと、私、勉強不足で本当に申しわけないんですが、この事業につきましては県が実施主体としてやっております、市町村のレベルで助成をしておるとかというのは、そういうのがあるというのをちょっと知りませんでした。それで、またこれ、今回、国のほうでこういうような動きもあるかと思っておりますので、そのあたり踏まえまして、ちょっと勉強をしていきたいと思っております。

以上でございます。

○ 土井数馬委員

実際は、先ほどからの説明を聞いても、何が原因かがわからないというのが実情ですの

で、なかなか一律に補助金を出すなりお金を出すのは非常に難しいところの判断が要ると思うんです。さっき私が例に言ったりしましたけれども、日永肝炎というのは、日永地域だけばっと肝炎患者がふえたわけなんですけれども、それでも何が原因かわからないわけで、そうしたときに、やはり今回、国のほうに意見書として提出をして、ここに書いてもらってあるとおり、ウイルス性肝硬変、肝がんに係る医療費助成制度を創設すること、この時点で、どういうことが原因でなった場合にはこうなんだというふうなことをきちんと決めてもらった時点で、やはり地方自治体としてそれに合わせて考えていくべきだろうというふうには考えておりますので、今、課長のほうから話がありましたが、いきなり国のほうが決まっていなくて市から金を出せよというわけにはいかないと思います。だから、まず何が原因なのかもわかりませんし、どういうラインでどういうのでやっていくかというのはやはり一つの課題じゃないかなと思いますので、その辺は重く受けとめていただいて、この趣旨も含めていただきながら勉強していただいて、県のほうともいろいろ相談しながらやっていただければと、そんなふうに思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

余談ですが、私が肝硬変になってもウイルス性じゃないと思ひています。

(発言する者あり)

○ 土井数馬委員

いやいや、勘違いをしないように。

以上です。

○ 伊藤嗣也委員長

ご意見でよろしいですか。

○ 土井数馬委員

意見でよろしいです。

○ 伊藤嗣也委員長

落ちがつかしましたが、他にご質疑はございませんでしょうか。

○ 森川 慎委員

四日市市において、B型肝炎、C型肝炎の患者さんの数は把握されていますでしょうか。

○ 久志本保健予防課長

正確な数というわけではないんですが、実は、国民健康保険のほうのレセプトから基づいたデータというのをちょっともらっておりまして、それによりますと、慢性肝炎の方、先ほど出ましたが、アルコール性のものを除くというものなんですけれども、そのレセプトによる患者数は、国民健康保険なんですけど、延べ587人というようなことがここに集計されております。ただ、これにつきましては、同じ方で、例えばレセプト、2カ月とかで2枚ありますと、これは2とカウントされておりますというようなことをご承知くださいということで、実は国民健康保険のほうからはこの資料をいただいております。その数で587人というような数になっております。

○ 森川 慎委員

そうすると、何人という実際の数というのは、ちょっと把握するのは今の現状では難しいということですかね。

○ 久志本保健予防課長

それで、先ほど請願者の方からもお話がありましたように、今、B型肝炎、C型肝炎の助成制度というのができておりまして、これで四日市市保健所が申請を受けまして県のほうに送っておる数字は、B型肝炎、C型肝炎、合わせまして216名の方が昨年度、助成の申請をしてもらっております。

○ 森川 慎委員

わかりました。

○ 伊藤嗣也委員長

よろしいですか。

○ 森川 慎委員

はい。

○ 伊藤嗣也委員長

他にございますか。

○ 樋口龍馬委員

窓口相談に来て、助成申請をかけることができずに帰ってってしまう方というのはどれぐらいみえるんですかね。全て拾えているんですかね。

○ 吉澤保健予防課保健予防係長

保健予防課の吉澤です。

窓口のほうにいらして申請される方は、ほぼ皆さん、申請はされます。四日市市のほうで認定されたかどうかというところ辺は、実は、審査のほうは三重県のほうが行っておりますので、もしかして審査が通っていないという方があるかもしれませんが、先ほどの数につきましては、皆さん、申請をされて受け付けた数という形にはなっております。

○ 樋口龍馬委員

そのフィードバックをもらうのは、何か法的に問題があるのかなのか、教えてください。県で助成が適正に支出されたのかどうかということをも四日市に戻してもらうということが可能なのか不可能なのか。

○ 久志本保健予防課長

それは多分、恐らくできることかと思えますもので、また確認をさせていただきたいと思えます。

○ 樋口龍馬委員

確認していただいて、全ての窓口の方が拾えているという話になると、今度は周知だと思うので、まだ制度的にご存じない方がもしかしたらおみえになるということも考えながら、広報等でやっていく必要があるのかなと感じるんですが、そのあたりの施策というの

はというふうに展開されていますか。

○ 久志本保健予防課長

このB型肝炎、C型肝炎、今の助成につきましては、これは、市のホームページ等で周知を図るとともに、窓口等に相談に来ていただいた方に対して、先ほど係長から説明がありましたように、どうやってすればきちっと申請をできるのかということを丁寧に説明させていただいて、必ず申請をしていただいというふうな形をとるように常に心がけております。

○ 樋口龍馬委員

最後にします。

医療機関との連携、周知に関してはどうなっていますか。医療機関との連携及び連携による周知について。

○ 久志本保健予防課長

かかった方につきましては、実は、その申請をしていただくところで、既にお医者様のほうから診断書というのが必要な書類としてついてきております。これについて、よりこの制度によって自己負担額が少なくなるというような制度もございますもので、そこでより適正な医療を受けていただくようにということで、これは県のほうから受給者証等は本人さんのほうに返送させてもらっておるんですけども、うちとしましても、またそのような相談がありましたら、適切な医療を受けていただくようにお話しするようにしております。

それから、先ほど一つちょっと私、言い忘れたのですが、B型肝炎、C型肝炎の周知のための検査というのを、これは市のほうとか保健所のほうで無料で行っております。昨年度につきましては、保健所のほうで行っておりますB型肝炎、C型肝炎の無料の血液検査につきましては、受診された方が、B型肝炎では433名、C型肝炎では435名の方が検査を受けております。

それから、健康づくり課のほうでもB型肝炎、C型肝炎を医療機関のほうで受けていただける血液検査のほうを行っております、これが平成26年度で366件の検査を行っております。これはちょっと先ほど言うのを忘れまして。済みません、つけ加えさせていただ

きます。

○ 樋口龍馬委員

済みません、最後と言ってあれなんですけど、ちょっと質問の意図が伝わり切らんかったようなので、医師の皆さんは、そういった助成制度があるということを全員が把握をされていて、肝炎と見られるような患者さんがお越しになった場合、こういった助成申請が可能だけれども、するのかもしれないのかという案内が市内の病院において行われているかどうかということについてお尋ねをさせていただきます。

○ 久志本保健予防課長

これにつきましては、B型肝炎、C型肝炎、その他の指定難病というような病気のことにつきましてもこういう助成制度があります。これにつきましては、三重県のほうからになるんですが、こういう制度があるということで、各医療機関のほうにはこういう制度についての周知が行われております。ただ、先ほど委員言われましたように、私どものほうからそれぞれの病院のほうに、こういう制度がありますので、もしそういうような患者さんがみえたら、ぜひ申請漏れがないようにということは、済みません、今言われてあれなんですけれども、実は行っていないということに気づきました。

○ 樋口龍馬委員

例えば、医師会を使わせてもらうとか、そんなこともしながらやっていただきたいなというところが1点と、あと、三重県の助成というのが必要十分なものであるのかどうかということについては検討しないと、市独自のということは難しいと思いますので、その実情については一度お調べいただいた上で我々のほうにも報告、何かペーパーでいただければというふうに思います。

以上です。終わります。

○ 伊藤嗣也委員長

資料のほう、よろしくお願ひいたします。

○ 久志本保健予防課長

調べさせていただいて、またまとめさせていただきたいと思います。

○ 三木 隆委員

国民病、医原病としてのウイルス性肝炎の特異性ということで、これは行政が行う国の責任というのが一番大きいと思います。そういう趣旨からご賛同しますので。意見です。

○ 伊藤嗣也委員長

よろしいですか。

他にございますか。

(なし)

○ 伊藤嗣也委員長

他に質疑もないようでございますので、質疑はこれで終了といたします。

それでは、討論、意見の表明はございますか。

(なし)

○ 伊藤嗣也委員長

別段ないようでございますので、採決に移りたいと思います。

それでは、採決を行います。

請願第7号ウイルス性肝炎患者に対する医療費助成の拡充を求める意見書の提出につきまして、採択とすることにご異議ございませんか。

(異議なし)

○ 伊藤嗣也委員長

ご異議もないようですので、本件は採択するものと決しました。

[以上の経過により、請願第7号 ウイルス性肝炎患者に対する医療費助成の拡充を求

める意見書の提出について、採決の結果、別段異議なく採択すべきものと決する。]

○ 伊藤嗣也委員長

それでは、意見書の案を配付いたします。

事務局から朗読させていただきます。

事務局、朗読をお願いいたします。

(事務局朗読)

○ 伊藤嗣也委員長

ただいま朗読された意見書について、内容にご異議ございませんか。

(異議なし)

○ 伊藤嗣也委員長

ご異議もないようですので、意見書は原案のとおりとさせていただきます。

採択への賛成委員による意見書提出の発議とさせていただきます。

それでは、署名簿を回させますので、ご署名をお願いいたします。

また、意見書提出の発議について、提案理由説明を署名簿署名者から行っていただくこととなりますが、委員長の私が行うことでよろしいでしょうか。

(異議なし)

○ 伊藤嗣也委員長

それでは、私がさせていただきますことといたします。

以上で請願第7号の審査を終了します。

請願者の方、お疲れさまでした。ご退席ください。

それでは、理事者の皆さん、席がえのほうをよろしくをお願いいたします。

(発言する者あり)

○ 伊藤嗣也委員長

15分再開をお願いいたします。

15 : 02 休憩

15 : 15 再開

○ 伊藤嗣也委員長

それでは、時間になりましたので、始めたいと思います。

請願第8号 年金積立金の安全かつ確実な運用を求める意見書の提出について

○ 伊藤嗣也委員長

次に、請願第8号年金積立金の安全かつ確実な運用を求める意見書の提出についての審査を行います。

本請願につきましては、請願者からの意見陳述の申し出はございませんでした。

なお、国の関係機関に意見書の提出を求める内容でありますので、本請願が採択された場合には、採択への賛成委員による意見書の提出の発議を行うこととなります。

それでは、これより審査を行います。

まず、請願文書の朗読を事務局に求めます。

(事務局朗読)

○ 伊藤嗣也委員長

請願の趣旨はお聞き及びのとおりでございます。

委員の皆様方から理事者への質疑があれば、お願いいたします。よろしいですね。別段質疑はございませんか。

(なし)

○ 伊藤嗣也委員長

請願第8号につきまして、討論、意見の表明等がありますか。

○ 石川善己副委員長

請願事項なのですが、1点目に関しては賛同できるものではあるんですが、2点目に関しては、できれば請願者に対して質問等々をさせていただいて意図を確認したいと思っておりましたが、請願者がおみえにならないということですので、審査期限の延期を申し入れて、次回、趣旨説明においでいただくことを要望したいと思います。もし審査期限の延期が不可能であれば、2番の事項には説明がない以上、賛同しかねるので、反対の表明をさせていただきたいと思います。

○ 伊藤嗣也委員長

ありがとうございました。

他にございますでしょうか。

○ 土井数馬委員

公的年金については、ここに書いてあるとおりで、石川委員がおっしゃったように、1番に対しては何の問題もないなと僕は思っています。それで、年金積立金管理運用独立行政法人というんですか、何か長い名前ですけども、運用していくんですけども、いろいろ独立行政法人で問題が、ここだけじゃないですけど、出てきている関係には、やはり保険料拠出者である労使というか、払っておる人やね、それとステークホルダーが決定する中に、やはりそういう人が入ってきちんと体制を構築すべきやというのには、僕もそうじゃないかなと思いますので、私自身はこの請願に賛成したいと思います。

以上です。

○ 伊藤嗣也委員長

ありがとうございました。

他にございますか。

○ 森川 慎委員

私も賛成の立場から討論させていただきます。

年金は、一番リスクを避けるべき運用が求められるものだと思います。例えば、先般のリーマン・ショックなんかで運用資金がぐくっと減ってしまうようなリスクというのはすごく抱えるべきではないと思います。それと、このステークホルダーの参画という面でも、私たちの意見ではなかなか反映されないというような現状があると思いますので、ぜひガバナンス体制を構築するということには賛成をしたいと思います。

以上です。

○ 伊藤嗣也委員長

ありがとうございました。

他にございますか。

○ 中川雅晶委員

一応、これは、G P I Fというのは事業年度ごとに詳細を公表することと四半世紀ごとにその運用状況を公表することにはなっているんですけど、どうしてもハイリスク・ハイリターンのもとか、ローリスク・ローリターンのもの、いろんな運用をしなければいけないものですから、リスクを伴うものなので、より多くの多角的な目でチェックをするという趣旨であれば、この請願には賛同したいと思います。

以上です。

○ 伊藤嗣也委員長

ありがとうございました。

他にございますか。

(なし)

○ 伊藤嗣也委員長

別段ないようでございますが、採決の前に審査期限の延期をしてはとのご意見がござい

ましたので、挙手にてお諮りをさせていただきます。

請願第8号年金積立金の安全かつ確実な運用を求める意見書の提出につきまして、審査期限を延期することに賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○ 伊藤嗣也委員長

賛成少数ですので、採決へと移ります。

それでは、反対表明がございましたので、挙手による採決を行います。

請願第8号年金積立金の安全かつ確実な運用を求める意見書の提出につきまして、これを採択とすることに賛成の皆さんの挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○ 伊藤嗣也委員長

賛成多数ですので、本件は採択するものと決しました。

[以上の経過により、請願第8号 年金積立金の安全かつ確実な運用を求める意見書の提出について、採決の結果、賛成多数により採択すべきものと決する。]

○ 伊藤嗣也委員長

それでは、意見書の案を配付いたします。

事務局から朗読させていただきます。

事務局、朗読をお願いいたします。

(事務局朗読)

○ 伊藤嗣也委員長

ただいま朗読されました意見書について、内容にご異議ございませんか。

(異議なし)

○ 伊藤嗣也委員長

ご異議ないようですので、意見書は原案のとおりとさせていただきます。

採択への賛成委員による意見書提出の発議とさせていただきます。

それでは、署名簿を回させますので、ご署名をお願いいたします。

また、意見書提出の発議について、提案理由説明を署名簿署名者が行っていただくこととなりますが、委員長の私が行うことでよろしいでしょうか。

(異議なし)

○ 伊藤嗣也委員長

それでは、私がさせていただきますこととします。

以上で請願第8号の審査を終了します。

今、署名していただいておりますが、進めてもよろしいでしょうか。済みません、ご理解くださいませ。

健康福祉部、最後の事項となりますが、当委員会が所管する審議会等が開催されましたので、所管事務調査として報告を受けたいと思います。

それでは、四日市市社会福祉協議会理事会、四日市市民生委員推薦会及び四日市市障害者施策推進協議会についての報告を一括してお願いします。

○ 濱田健康福祉部次長兼健康福祉課長兼臨時福祉給付金室長

健康福祉課の濱田でございます。どうぞよろしくお願いを申し上げます。

資料は、教育民生常任委員会所管事務調査資料、タブレットにございます健康福祉部資料ナンバー1でございます。

まず、健康福祉課の分として、1点目が四日市市社会福祉協議会理事会でございます。

資料は1ページ、2ページ、3ページ、3回開かれておりますもので、3回分を掲載させていただきます。

社会福祉協議会理事会につきましては、15名の理事と2名の幹事により協議を進めていただいております。

内容といたしましては、第1回目が平成26年度の事業報告や収支決算報告、第2回目といたしましては、11月6日に開催されました社会福祉大会の福祉功労者等の表彰について、3ページの第3回目につきましては、職員の就業規則の一部改正等についてのご協議をいただいております。それぞれいずれも別段異議なく了承されております。

続きまして、資料4ページから8ページでございます。

こちらは四日市市民生委員推薦会でございます。

12名の委員により、地区の推薦会から上がってまいりました民生委員の候補者についてご協議をいただいております。今年度につきましては5回開催されておまして、それぞれ1名ないし3名ほどの候補者が上がってまいりまして、いずれも別段異議なく了承され、県の推薦会に上げさせていただいております。

内容は以上でございます。

○ 伊藤嗣也委員長

ありがとうございました。

○ 水谷健康福祉部参事兼障害福祉課長

障害福祉課、水谷でございます。

同じくタブレットのほうの9ページ、最終ページでございます。

平成27年度第1回四日市市障害者施策推進協議会につきましてご報告を申し上げます。

平成27年7月6日に、委員が総勢19名、幹事のほうで25名という構成で協議会のほうを開催いたしました。

主な議題といたしましては二つございまして、まず1点目は、第3次四日市市障害者計画の進捗状況についてでございます。こちらにつきまして、事務局より平成26年度の実績及び27年度の実施計画についての説明を行いまして、委員様のほうからご意見を賜りました。地域生活支援拠点の進捗状況やグループホームの整備、あるいは、あけぼの学園の移転計画、四日市障害保健福祉圏域自立支援協議会の運営、重度障害者の外出支援、それから、バス停周辺の歩道整備等について三重県に働きかけるような、そういったご意見を賜りました。

もう一点につきましては、精神障害者への医療費助成についてでございます。こちらもちょうど医療費助成制度の現状と課題についての説明を事務局のほうから申し上げ、委員さんのほう

うから出された意見として、精神障害者手帳の2級所持者の通院分の医療費助成をぜひ実現していただきたいと、そうすれば、精神障害の人たちの社会復帰につながるのではないか。あるいは、精神障害者の方に必要なのは、通院と服薬で状態の安定を保つこと、そのためにも通院分の医療費助成には意義がある、精神が安定すれば就労にもつながるのではないか、そういったご意見のほか、安易な受診に対する啓蒙であったり、障害者相談支援センター等による受診のサポートも大事ではないかと、また、障害者計画、さまざまな計画の実現に向けては、新たな施策に要する財源の確保も含めた慎重な議論が重要であると、そういった意見をいただいたところでございます。

説明は以上でございます。

○ 伊藤嗣也委員長

ありがとうございました。

ご意見、ご質疑がございましたら、ご発言願います。

○ 小川政人委員

最初にこんなんが出てくるって知らなんだで言ってしまったんやけど、やっぱり議会基本条例をつくったときの委員長としては、市で完結できる請願については、議会が請願を採択したら、それに忠実に従ってもらうということが議会と理事者側のやりとりの中で一番大事なこともんで、このことを強く忘れずに念頭に置いて仕事をしてほしい。

○ 伊藤嗣也委員長

ご意見でよろしいですか。

○ 小川政人委員

はい。

○ 伊藤嗣也委員長

他にございますか。

○ 樋口龍馬委員

確認だけお願いします。

9 ページでご説明いただいた中に、三重県に働きかけるように意見がありましたとかと
いうのがあるんですけど、こういうのはきちっと三重県のほうに送っているんですかね。

○ 水谷健康福祉部参事兼障害福祉課長

担当部署のほうから三重県のほうに申し入れをしてございます。

○ 樋口龍馬委員

バス停というのは、市道にもあれば県道にもあれば国道にもある話であって、そういう
ところを余り部分部分で区切って捉えるのではなくて、バリアフリーという考え方がどこ
まで必要なのかということはしっかり担当部局として整理して行ってください。

以上です。

○ 伊藤嗣也委員長

他にございますか。

(なし)

○ 伊藤嗣也委員長

他にないようでございますので、本件につきましてはこの程度といたします。

以上で健康福祉部の所管部分につきましては審査は全て終了となります。お疲れさまで
ございました。

なお、委員の皆様、お疲れかと思いますが、45分再開で教育委員会のほうに入ってい
きたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(異議なし)

○ 伊藤嗣也委員長

よろしく申し上げます。なら、45分再開で申し上げます。

○ 伊藤嗣也委員長

それでは、時間になりましたので、続きまして、教育委員会の審査を行ってまいります。教育長から一言どうぞ。

○ 葛西教育長

引き続き、教育委員会所管分のご審議のほう、よろしくお願いいたします。

議案第40号平成27年度本市一般会計の補正予算、そして付託議案、これは桜運動施設の指定管理者の指定でございます。それから、協議会といたしまして、四日市教育大綱等7本、タイトなスケジュールですが、どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、先日のテレビ、新聞等で報道されました教科書会社三省堂が平成22年度に開催した編集会議において、当時の本市の中学校の校長及び教頭が参加した問題については、皆さんに大変ご心配、市民の皆様にもご心配をおかけしました。誠に申しわけございませんでした。

一人は教科書採択における調査員であったこと、もう一人は、現在、私どもの教育委員会事務局の職員であったこと、そういうことも教科書の採択についての疑念を生じせるとともに、教育に対する信頼を損ねることにつながる問題であり、重ねておわびします。本当に申しわけございませんでした。

これまで教科書の採択に当たっては、学校に対して公正の確保を図るため、通知文や校長会等の機会を通じて指導してきました。今後は、再発防止に向けた方策、それから処分などについて、三重県教育委員会と協議しながら進めてまいります。

また、現在、今回の問題で教科書採択に影響があったのかどうか、これは調査を進めております。このことについては、今後、県教育委員会へ報告していくことになっております。この問題は、26都道府県53名に及ぶ全国的な問題でもあるので、今後どのような進展になっていくのか、その見通しは現在持ちにくい状況でございます。これらの調査が一定の段階を迎え、報告できるようになりましたら、改めて皆さんに調査の報告をさせていただきたいと思っております。覚悟を持ってこの問題の処理に当たっていきたく思います。

どうも失礼しました。

○ 伊藤嗣也委員長

委員の皆様、先ほど教育長からご説明があったとおりでございますが……。

○ 石川善己副委員長

冒頭、教育長からいろいろご説明をいただいて、先般、文書の送付もいただいております。その中で、今お話があった中でちょっとお願いをしておきたいことがあるので、よろしいですか。

今、教育長のお話の中にもありました、採択に関する影響があったかどうかという部分の調査を進めておるといことでお聞きをしました。そういった中で、できれば報告の際に、教科書選定委員会の議事録の提出を求めたいと思います。なおかつ、できれば、当時、同じ調査のメンバーであった方々への聞き取り調査もしっかりと行っていただきたいというのが1点。

なおかつ、教科書採択に影響があったかどうかという部分というのは非常に大きいところではあるんですけども、それ以外、仮に採択に結果として影響がなかったにせよ、どういう意図で交通費以外の部分を受け取っていたのか、これ、どういうつもりだったのか、どういう名目の費用というつもりで受け取ったかという部分をしっかりと聞いて確認をしていただきたい。

聞き及んでおるところによると、あくまで私的な時間で公務ではないという意味で行ったというような話も漏れ伝わって聞いておりますけれども、公務以外であっても非常に問題が多い、プライベートな私的な時間で行ったにしても、余計私的な時間を使っていたのであれば、5万円相当の交通費以外の金額を受け取っているというのは大きな問題であると思います。これ、副業禁止規定にもひっかかってくる部分ではないかと思しますので、その辺、しっかりと調査をしていただきたいと思しますし、お一人の校長さんに関しては、もう既に退職をしておるといことですのでけれども、本来、これ、在職中に発見をされた事案であれば、軽重あるにせよ、場合によっては減給処分も十分あり得る内容であると思っております。そのあたり、退職しているからという理由の部分で済ますことではなくて、当時の換算をしていただいて、返還を一部していただかんらん部分も出てくるのではないかと思いますので、その辺もしっかりと調査を重ねていただきたいと思しますし、なお

かつ、三省堂以外も同じようなことがあったんじゃないかということの疑念は市民の方に必ず持たれると思います。その他の教科書会社との関係、個人的な関係で声がかかっていったというような話も聞いておりますけれども、利害関係の存在する業者と個人的な関係で出ていくということ自体、大いなる問題であると思いますので、そのあたり、他の教科書会社と私的なおつき合いをされている方々がおみえになるのではないかという部分も含めて調査をお願いしたいと思います。

最後に、もう一点ですけど、県のほうの指導を受けながらやっていきたいというようなことを文書でいただいておりますけれども、県の声聞くのはいいかもわからんですけど、市教育委員会としてしっかりと、県に任せてある、県教委に行ったら市教委に任せてあるというような、そういった部分というのがこれ以外の部分でもあったり、これは教育委員会だけではないですけど、県に任せてある、市に任せてあるという投げ合いだけで、実態的なところがきちんと抑えられていないケースが多々あるので、その辺、県教委の判断に任せるとか、県から言わせて市教委の判断に任せるとい、お互いかぶせ合って逃げることのないように、しっかりと適切な調査を望みますし、きちんとした報告をいただきたいと思いますので、申し添えておきます。

○ 葛西教育長

ただいまいただきました、議事録、それから当時のメンバーの調査、そういうことを含めましていただいたご意見、真摯に受けとめさせていただきます、きちっと対処のほうをさせていただきます。

○ 石川善己副委員長

お願いします。

○ 伊藤嗣也委員長

本件につきまして、他の委員の方、よろしいでしょうか。

(なし)

○ 伊藤嗣也委員長

それでは、予算常任委員会教育民生分科会として補正予算の審査を行います。

議案第40号 平成27年度四日市市一般会計補正予算（第6号）

第1条 歳入歳出予算の補正

歳出第10款 教育費

第1項 教育総務費（関係部分）

第4項 幼稚園費（関係部分）

第5項 社会教育費（関係部分）

第3条 債務負担行為の補正（関係部分）

○ 伊藤嗣也委員長

議案第40号平成27年度四日市市一般会計補正予算（第6号）につきまして説明を求めます。

○ 上浦学校教育課長

学校教育課長の上浦です。よろしく申し上げます。

11月補正予算参考資料に従って説明をさせていただきます。49ページをご覧いただきたいと思います。

少人数学級拡充事業でございますが、この事業は、ご存じのとおり、小学校1年生、中学校1年生におきまして30人以下学級編制を行って、よりきめ細やかな指導を行うために、市単の常勤講師を配置するものです。それで、今回、この四日市少人数学級に該当する学級が当初予算では24学級というふうに見込んでいたのですけれども、実際は31学級であったため、常勤講師の7人分の増員に伴う賃金2800万円の増額補正をお願いするものでございます。

これにつきましては、括弧書きのところ少し説明をさせていただきますと、下のほうですけれども、平成26年12月時点調査学級数、そこに小1とございますけれども、国94となっていますが、これは、国の基準は1学級35人ですので、これで算出すると94学級になると。そして、県では三重県少人数学級というのをやっておりますので、それが適用されると100学級になると。ところが、三重県少人数学級は下限25人というのがございますので、それを外した市の30人学級になってきますと、さらに9学級ふえて109学級になると、

そういうふうに見ていただくと、県と市の差、このところが市の常勤講師を任用するということです。

それで、小1の場合、見込みは9学級、そして、中1の場合は15学級で24名だったのが、4月時点では、小1では14学級、中1では17学級の31名というふうになったというような状況でございます。

それで、この見込みの算出につきましては、ある程度の予測はできるんですけども、なかなか確定は難しいというふうなことでございます。児童生徒1人の増減によって学級数変動するケースもたくさんありまして、なかなか予測が難しいというところがございますので、そのあたりのところのご事情をご理解いただきまして、増額補正についてお認めいただくようお願いいたします。

続けてよろしいでしょうか。

○ 伊藤嗣也委員長

はい。

○ 上浦学校教育課長

それでは、隣、50ページでございます。

幼稚園管理運営費でございますけれども、これは、幼稚園の臨時職員の賃金に関して補正をお願いするものでございます。

それで、そのページに二つございまして、まず、臨時教諭分とございますけれども、この臨時教諭というのは、少人数保育加配、それから混合保育加配、さらには特別支援加配と、こういうのがございます。これについては、当初見込みが49名だったんですけども、特別支援の必要な子供さんの数、想定以上に多かったというような子供たちの実態などから、見込みを5名上回って54名というふうな任用になりました。それで770万円の増額補正をお願いしたいというふうなことでございます。

一方、欠員代替分というのは、正規職員、嘱託職員の欠員に伴う臨時職員ということでございますが、こちらのほうは見込みを1名下回りましたので、250万円の減額をお願いしたいということで、合算をいたしまして、結果、520万円の増額補正をお認めいただきたいというふうなことでございます。どうぞよろしく申し上げます。

○ 伊藤社会教育課長

社会教育課、伊藤でございます。

引き続き、資料の51ページをご覧ください。久留倍官衙遺跡整備事業でございます。

この久留倍官衙遺跡整備事業につきましては、去る8月定例会におきまして、協議会でご報告申し上げました工程の見直し及び事業費の増加ということでご説明させていただきました。その内容につきましては、このページの下の参考のところに書いてございます。工期につきましては、当初平成28年度までとしておりましたけれども、現段階では平成30年度以降の完成となります。また、事業費につきましては、当初の予定が5億9700万円であったのが、約1億2400万円の増で7億2100万円となるということでご説明をさせていただいたところでございます。その内容に基づきまして、平成27年度の当該年度予算におきまして、2内容のところがございます、正殿、八脚門の建築工事などの工程を見直すとともに、事業費の補正を行うものでございます。

補正額につきましては、事業費は3490万円の減額となります。その事業費の減額に伴いまして、財源としまして、県支出金約1280万円余の減額、市債につきましては2110万円の減額、その他特財50万円、一般財源41万4000円の減額となります。

簡単ではございますが、以上でございます。よろしくお願いいたします。

○ 伊藤嗣也委員長

ありがとうございました。以上でよろしいですか。

説明はお聞き及びのとおりでございます。

ご質疑がございましたら、ご発言願います。

○ 中川雅晶委員

幼稚園の管理運営費のところについてお伺いさせていただきますが、追加資料をいただいておりますが、幼稚園教諭の所管についてと、それから、幼稚園教諭の臨時職員も含めた配置についてというところの部分でお伺いをしたいんですけど、この所管については、現在は学校教育課で任用事務も予算所管もされていると。今後の方針として、保育幼稚園課へ任用事務も予算所管も移行していくという考えですよという資料はいただいているんですけど、ただ、その移管時期については未定ですし、こども未来部が発足してから時間が経過しているので、いち早くこの辺の移管手続きをしなければ、なかなか審査も、現場とは

違うところの審査をするというのは非常に委員会としても困ってしまうので、その辺のお考え、明確に、いつまでにはしますよとか。

○ 上浦学校教育課長

ありがとうございます。

これは、長年、学校教育課のほうがかかわってきた状況であるとか職員の状況、このあたりを把握しているというようなことで、今のこのような形になっているんですけども、委員、今おっしゃっていただいたように、いつとは私もちよっとあれなんですけど、なるべく早く移管をしていきたいというふうな考えを持っております。

○ 中川雅晶委員

ある程度やっぱり移行期間に時間を要するという事は理解は示してきましたし、示しますけれども、もうそろそろこの整合を図っていかなければ、私たち議会もそうですし、市民に対してもなかなか説明しづらくなってくるので、これは早急にしていかなければいけないと思います。少なくとも、行政のほうとしては、いつまでをめぐりに、これはもう真剣に結論を出していくというふうな姿勢だけ示していただければと思うんですけど、その辺で踏み込んだ答弁がございましたら、なければいけないと言っていたければ。

○ 伊藤嗣也委員長

明確な答弁できますか。

○ 上浦学校教育課長

申しわけございません。こども未来部の保育幼稚園課と早急に協議をして決めていきたいと思っております。明確でなくて申しわけございません。

○ 中川雅晶委員

それ以上はもう突っ込みませんけれども、よろしく願いいたします。

それから、幼稚園の臨時職員の配置を先ほども説明いただきまして、少人数保育の加配と、それから混合保育の加配と、それから特別支援の加配というところで、常勤と非常勤という形で追加資料を出していただいておりますので、これはこれで確認はとれるんですけど

れども、今回も補正予算で計上されているんですけど、そもそも公立幼稚園の重要な役割
というか、責務として、特別支援というか、障害児を担っていくんやということが大前提
にあるわけですし、当然、配置状況においても、特別支援というところが一番多いという
のは見て取れるんですけど、であるならば、その辺、今回の補正も含めて、どういう
ような考えでいるのかということと、それから、特別支援の中の常勤と非常勤というところ
に分かれているんですけど、常勤が36人で非常勤が9人となっているんですが、この辺
はどういうふうに区別をされているのかというところをちょっと教えていただけますか。

○ 上浦学校教育課長

この辺の状況につきましては、実際の状況、この配置の人数、それから配置園等につい
て、実際のところ、保育幼稚園課と協議をしながら進めているというのがございます。そ
れで、非常勤、常勤のことに関しては、時間数が常勤のほうが長いと、非常勤のほうが短
いということですので、その辺、子供さんの状況に応じて配置をさせていただいていると
いうふうなことでございます。

○ 中川雅晶委員

それは時間が違うというのはわかりますけど、その配置もどういうふうな意図として配
置をしているのか、こういう途中で補正予算せずともやっていくというのが大前提ですし、
今、答弁を伺っても、なかなか所管が違うというか、現場を担っているわけではないので、
答弁しづらいというところもあるので、先ほどのやつを解決しなければ、この辺もなか
なか整合性を持たせていけないのかなと思いますので、ぜひ善処いただきたいと思いま
すので、よろしく願いをいたします。

○ 伊藤嗣也委員長

よろしいですか、ご意見。

○ 中川雅晶委員

よろしくないですけども、これ以上……。

○ 吉田教育監

中川委員にはいつもいろいろなところでご配慮いただきまして、ありがとうございます。

この特別支援のことにつきましても、できるだけ補正等もしないように心がけてはいるんですが、年度途中に変わってくる場合があります。これも保育園から幼稚園のほうへ変わられる場合や、市外から帰って見える場合というようなこともありまして、ちょっと予測がつきにくい場合があります。ただ、特別支援を受け入れる場合は、いろんな今かかっている、例えばあけぼの学園とか、ほかの機関でやっている方の状況を全て聞き取りに行かせていただくなり、あるいは、もう既に4歳児で見える方については、さらに各園に担当の職員が見させていただいて、その障害の状況、程度をつぶさに把握して、どれぐらい必要なものなのか、それから、四日市全体としてバランスがとれているかなどをきちっと点数化しながら進めているところですので、その辺についてはきちっと専門のスタッフで対応させていただいて、それをもとに配置させていただく、また、見立てから少し変わってきて、予想以上に大変だというようなご要望がありましたら、年度途中に増員をかけたりますということもございますので、できましたら、ご理解いただければと思います。

○ 中川雅晶委員

おっしゃるように、特別支援といっても、重症度、軽症度によって、加配がどうかというところが多分にあるので、予測がつきにくくって、その都度、対症療法していかなきゃいけないというのは理解はしていますけれども、ただ、大前提として、こういう特別支援、障害のある、特に重度の障害のある子供たちは、公立幼稚園で責任を持って保育していくということが大前提なので、それをベースに置いて対応いただきたいというふうに思います。よろしく願いいたします。

以上です。

○ 伊藤嗣也委員長

ご意見として承ります。

他にございますか。

○ 樋口龍馬委員

よろしく願いします。

49ページ、少人数学級拡充事業なんですけれども、市の方向性に基づいて新たに配置を

していただいたというところで、この加配された方たちの業務というか、就業内容なんですけれども、1日ずぼっととられるものなんですかね。そこについてちょっと教えていただいていいですか。

○ 上浦学校教育課長

常勤でございますので、他の職員と同じように1日勤務しております。

○ 樋口龍馬委員

でも、例えば、特別教室を使うような状況があったりする中で、余剰の人員があいてくるということは、加配することによってはないんですかね。

○ 上浦学校教育課長

これは、学級増のための、担任を1人ふやさなきゃいけないということのための常勤講師ですので、そういう形にはなっていないんじゃないかと思います。

○ 樋口龍馬委員

でも、音楽の時間なんかで音楽の先生がということはないんですけど。全部あれでしたか。何か特別の教員がついている場合がありますよね、教室を移動する場合においては。ずっとついているんですけど、担任の先生が。例えば、英語の先生がみえたりするようなどきとか、あいてくる時間ってないんですけど。

学級数がふえて先生がふえましたというだけでは、いかにもちょっと工夫がないなというふうには思っておるところなんです。学校の負担が大きくなってきて、一人一人の先生の比重が重くなってきているというのはよくよく理解した上で、そこをもう少しスケールメリットを出せやんのかなということを申し上げているんです。1校に対して12名先生がいてるのか、18名先生がいてるのかで、行える質の幅であったり研修の幅であったりというのは深くなってしかるべきだというふうに私は考えるんですけども、学級数が12クラスから18クラスになった、担任教員も12名から18名になった、それで以上終了というのではなくて、12名ではやれなかったことが18名になったらやれるという部分は一つも出てこないんでしょうかという確認をさせていただいておるんですけども。

○ 伊藤嗣也委員長

どなたが答弁できますか。

○ 吉田教育監

今ご質問がありましたところから、最初ちょっとずれるかもしれませんが、もう一度ご説明をさせていただきます。

49ページの少人数学級拡充事業につきましては、いわゆる市独自の30人以下学級編制に伴う増員でございますので、主として担任が対応しております。大体1週間に授業数としては28時間から29時間ぐらいのこまがありますので、それに対して、今ご質問がありましたように、音楽とか体育の専科とか、学校規模によってその対応はまちまちでございます。当然、小さな学校になれば、いわゆる国の定数法、義務教育の学校の教職員の定数法に基づいて人員配置がされておりますので、多くなるという感覚ではなくて、30人学級を維持していくためにやらせていただく。ただ、今おっしゃっていただいたように、その30人学級をすることによって、目的のところに書いてありますように、まず、望ましい生活習慣等の集団生活の中での態度の育成やら学力向上に向けての取り組み、それから、きめ細かな支援、対応というふうなことが目的として考えられますので、そういうようなことで各学校が工夫しながら進めさせていただいているということでございます。

○ 樋口龍馬委員

そうすると、市で単独で配置している方たちの、例えば夏休みの状況であったり、冬休みの状況であったりとかというのもあるわけですね。だから、そういうときにスケールメリットが生きてくるんじゃないかなという思いはあるわけですよ。学年の主任さんがいて、学年に対しての指導の方針だとか、ミーティングはあるでしょうけど、2人の先生でやっているときと3人の先生でやっているときで同じことをやっているというのでは、せつかく加配している意味合いというのは、30人学級を維持していくためにという本旨はわかりますけど、そこをさらに超えていかないと、今、少人数学級がいいのか悪いのかという話が出てきたときに、今後の理論武装値としても、僕はちょっと足りないのではないかなと思っていて、せつかく加配しているのであれば、スケールメリットを生かして、四日市ならではの教育手法というのをもう少し発展的に取り組んでいくような研究がなぜできないかなということも純粋に疑問に思うわけです。

せっかく加配をして、一定教員がふえている中で、さまざまなアイデアも出るでしょうし、業務の効率化を図れる部分というのはあると思いますので、子供たちにべったり張りついているのではない時間をもう少しうまく活用していただいて、学びに行くような機会にしてもらって持ち帰っていただいて、それをOJTで落とししていくとか、そういう四日市ならではの教育のスキームをつくっていただきたいなという思いがあって、もしやっているのであればご披露いただきたいなというところであったんですが、何かあれば。

○ 廣瀬指導課長

貴重なご意見、ありがとうございます。

委員おっしゃるとおり、2学級、3学級で学年で組織的に学年運営をしていったほうが幅も広がりますし、活動も大きくなると思います。そういったことについて、もう一度そういう視点から指導課のほうも今後、指導や研究を進めていきたいと思いますので、貴重なご意見をいただいたとっておりますので、今後また参考に指導に入りたいと思います。ありがとうございます。

○ 樋口龍馬委員

じゃ、ちょっと質問から意見に切りかえさせていただいて、意見としては、業務の効率を図りつつ、加配した先生の時間を多少なりと有効に使えるのであれば、ぜひ研修に使っていただくなり、さまざまな問題、家庭的な問題があったりする子供たちに対する手当てであったりというのに漫然と場当たりの当たるのではなくて、ぜひ計画的に当たっていただきたいなというふうに思います。これは意見とさせていただきます。

以上です。

○ 伊藤嗣也委員長

他にございますか。よろしいですか。

(なし)

○ 伊藤嗣也委員長

これより討論に移ります。

討論がありましたら、ご発言願います。

(なし)

○ 伊藤嗣也委員長

別段ないようでございますので、採決に移りたいと思います。

全体会審査に送るべき事項については、採決の後に確認させていただきます。

それでは、これより分科会としての採決を行ってよろしいでしょうか。

(異議なし)

○ 伊藤嗣也委員長

ご異議もないため、簡易採決により行います。

議案第40号平成27年度四日市市一般会計補正予算（第6号）、第1条歳入歳出予算の補正、歳出第10款教育費、第1項教育総務費（関係部分）、第4項幼稚園費（関係部分）、第5項社会教育費（関係部分）、第3条債務負担行為の補正（関係部分）につきましては、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(異議なし)

○ 伊藤嗣也委員長

ご異議なしと認め、本件は可決するものと決しました。

[以上の経過により、議案第40号 平成27年度四日市市一般会計補正予算（第6号）、第1条歳入歳出予算の補正、歳出第10款教育費（関係部分）、第4項幼稚園費（関係部分）、第5項社会教育費（関係部分）、第3条債務負担行為の補正（関係部分）について、採決の結果、別段異議なく可決すべきものと決する。]

○ 伊藤嗣也委員長

最後に、全体会へ審査を送るべき事項について、委員の皆様からのご提案がございました

たら、ご発言願います。

(なし)

○ 伊藤嗣也委員長

全体会に送らないことといたします。

以上で議案第40号平成27年度四日市市一般会計補正予算（第6号）について、教育委員会所管部分の審査は終了となります。

理事者入れかえ、いいですか。

引き続きもう少し、委員の皆様、お疲れのところ、よろしく願いいたします。

(発言する者あり)

○ 伊藤嗣也委員長

ちょっと待って。債務負担行為、博物館、説明なかったんや。

○ 小川政人委員

分けてやろうとしたんじゃないの。

(発言する者あり)

○ 伊藤嗣也委員長

済みません。委員の皆さん、申しわけございませんでした。第3条債務負担行為の補正（関係部分）につきまして説明をしていただき、質疑を行っていただくということでご理解ください。申しわけございません。

それでは、説明、よろしく願いいたします。

○ 廣瀬指導課長

債務負担行為のご説明でよろしいですか。

○ 伊藤嗣也委員長

はい。第3条債務負担行為の補正。

○ 廣瀬指導課長

失礼します。指導課長でございます。

自然教室事業でございますが、平成28年度の4月第3週から、中学校で自然教室が始まります。それに伴いまして……。

○ 小川政人委員

それは違うやろう。

○ 伊藤嗣也委員長

ちょっと待ってください。ちょっと一旦とめます。

○ 伊藤博物館副館長

博物館、伊藤でございます。

参考資料60ページをご覧いただきたいと思います。

四日市市立博物館及び四日市公害と環境未来館展示設備保守点検業務委託、債務負担行為のものでございます。

こちらにつきましては、平成27年3月にリニューアルオープンさせていただきました博物館3階の常設展の部分、そして、2階の四日市公害と環境未来館の常設展の部分、平成27年度におきましては、1年間オープンいたしましたので、更新しましたので、保証期間ということで、この保守点検の委託料はかかっておりません。次の平成28年度につきましては、ここにも書かせていただきましたように、常設展の展示や映像、音声、照明等を観覧に良好な状態に維持するということで保守点検をさせていただきます。また、年間を通じての故障時の緊急対応にも応じていただくということで、博物館と四日市公害と環境未来館、それぞれお金を出し合って、332万円という数字を出させていただいております。内訳としましては、博物館分が212万2000円、四日市公害と環境未来館分が119万8000円となっております。合わせた332万円が債務負担行為ということで、平成28年度の当初から委託させていただきたいと思っております。よろしく願いいたします。

○ 伊藤嗣也委員長

委員の皆さん、少しお待ちください。

委員の皆様、申しわけございません。ただいま教育委員会事務局から債務負担行為の関係で今説明があったのは、五つのうちの一つだけの資料で、これは補正予算案の概要というやつですね。概要の4ページ、平成27年11月補正予算の概要、委員の方、よろしいですか。

この資料の4ページでございますが、こちらに4件上がっていきまして、そのうちの1件のみ説明があったんですが、自然教室バス借り上げ料、それと教育機関向けマイクロソフトソフトウェアライセンス使用料、学校園情報メール配信システム運営費、四日市市立図書館施設管理業務委託費、四日市市立博物館及び四日市公害と環境未来館展示設備保守点検業務委託費、この5件が教育委員会所管の補正ということでご理解ください。債務負担行為でございます。したがって、残りの4件の説明をお願いいたします。

○ 廣瀬指導課長

4ページ、自然教室バス借り上げ料でございます。この事業につきましては、平成28年度の小中学校の自然教室の学校と宿泊施設の往復に使用するバスの競争入札を27年度中に行う必要があるため、補正予算の審査をお願いしているところです。4月第3週から中学校の自然教室が始まりますので、この時期に入札を行う必要から、お願いするところです。

費用につきましては、学校から少年自然の家の、小学校については往復、中学校も少年自然の家の往復、大規模な学校においては、中学校から鈴鹿青少年センターの往復となっております。

なお、冬期にスキーを実施する学校におきましては、中学校から御在所、御在所から少年自然の家、それから、少年自然の家から中学校というふうな経路もありまして、総額で2500万円をお願いをしているところです。

○ 伊藤嗣也委員長

この補正、この5件で間違いはないですよ。第3条債務負担行為の補正（関係部分）というのは、明確に示していただきたいんですが。

○ 寺村副教育長

先ほど委員長おっしゃっていただきましたように、補正予算案の概要ですと4ページ、それと、補正予算書でいえば12ページから13ページにかけて債務負担行為の補正を上げさせていただいております。概要のほうと同じものですが、私ども教育委員会のほうで債務負担行為の補正として上げさせていただいておりますのは、先ほど委員長がおっしゃっていただいたように、この表でいいますと、自然教室のバスの借り上げから市立博物館及び四日市公害と環境未来館の常設展示の点検業務委託、5件でございます。

それから、総務分科会のほうで審査というふうに伺っておりますけれども、補正予算案の概要の4ページの表でいうと下3行分、補正予算書でいいますと、13ページの下3行分、施設保守管理云々とか業務事務処理委託云々、それから事務用機器等の運用経費、こちらのほうは全庁的にいろんな課にまたがっておるといようなことで、総務分科会のほうでというふうに伺っております、その下3行はですね。先ほど委員長がおっしゃっていただいた自然教室のバスなどの五つはこちらのほうでと、下3行の表の部分でいいますと、補正予算書の……。

○ 伊藤嗣也委員長

済みません、資料はこれのみですか。追加分の一番最後のページだけですか。

○ 寺村副教育長

全ケースを個別調書をつくらせていただいておりますが、博物館及び四日市公害と環境未来館の保守点検業務についてを個別調書で提示させていただいたという状況でございます。

○ 伊藤嗣也委員長

委員の皆さん、質疑のしようがないかと思うんですが、いかがいたしましょう。

○ 土井数馬委員

副館長が説明したので、12ページのことの説明も入っていたから、博物館と四日市公害と環境未来館のことも入っていたから、いいんじゃないですか。委員の方に質疑があれば言ってもらって進めていただければ、議事進行で。

○ 伊藤嗣也委員長

今、議事進行のご意見をいただきました。

他の委員の方、ご質疑がございましたら、よろしく申し上げます。よろしいでしょうか。

○ 小川政人委員

わからん。平成27年度から30年度というのと、これ、どういう契約を結ぶんやな。

○ 伊藤嗣也委員長

どなたがご答弁いただけますでしょうか。

○ 寺村副教育長

先ほどの補正予算案の概要の4ページでいいますと、例えば、自然教室バス借り上げ、平成27年度から28年度、それから、次のソフトウェアライセンス云々ですと27年度から28年度、これらの業務、いずれも4月早々から業務を開始していかんなんということで、27年度中にお金はゼロ円ですけど、契約を27年度中にさせていただいてというゼロ債務というふうに、27年度についてはゼロ債務というふうにご理解いただければと思います。

○ 小川政人委員

そんなんはわかっておるのやけど、平成27年度から30年度というのは28年度から30年度分の委託契約なんやで、どうやって契約を結んでおるのやって聞いておる。随意契約か、いろいろあるんやろう、契約の方法。どうやって結ぶの。あなたが勝手に結べるのと違うやろう。

○ 田中教育支援課長

教育支援課のほうは、平成27年度から30年度まで、学校園情報メール配信システムなんですけれども、これは、5年間の委託が終わりまして、来年度からまた新しく始まるということで、来年度、競争入札で調達をするという形で、調達契約課のほうに依頼をしたいということです。契約期間としては3年間ということを考えてございますので、平成28、29、30年度の3年間という形になっております。

以上です。

○ 村上図書館長

図書館の村上でございます。

図書館の管理業務委託につきましても3カ年ということで契約を行いまして、内訳として、単年度、単年度の契約の金額が入っているという内容でございます。契約方式につきましては、競争入札ということでやっております。

○ 小川政人委員

今、単年度、単年度。3年契約なんやろう。3年間のトータル契約でしょう。

○ 村上図書館長

総額は契約上はトータルですけれども、内訳が平成28年度は幾ら、29年度は幾らというのが中に入っているという説明でございます。

○ 伊藤嗣也委員長

よろしいでしょうか。

○ 小川政人委員

これは契約したら出てくるんか。契約案件で出てくるの。金額は小さいで出てこん、どうなの。

○ 畠山教育委員会理事

今お話しいただいておりますように、来年度4月1日から3年間の契約を行うと。一定の入札等も選定期間が必要ということから、ゼロ円の今年度補正をさせていただいて、早々に入札を行って行って、4月1日に備えていくということでございます。先ほど小川委員からおっしゃっていただきました議会の議決案件には当たっておりません。

以上でございます。

○ 小川政人委員

報告だけということ。

○ 畠山教育委員会理事

市中に向かって、こういった業務があるので入札に参加してくださいという発注業務を行おうと思いますと、予算の措置が必要という原則になっております。そういったことから、ゼロ円ではございますが、予算措置をして、議会の皆様にもこういった発注案件を発注させていただくということをお知らせして、予算措置をさせていただいて、本年度中に業者のほうの選定を行って、来年度4月1日早々から3年間の業務を行うための必要な債務負担行為の設定というのが今回の補正でございます。

○ 小川政人委員

ちょっとようわからんな。例えば、指定管理やったら、これと同じでもきちっと契約を結ぶときにプロポーザルか何かやりますやんか。今年度はゼロやわな。例えば、さっきも指定管理のよそのであったんやけど、これは指定管理と違うけれども、ことしはゼロやけれども、契約は締結するんやで、どこと契約するとか、そういうのは勝手にしたら、それで議会はずっと、もう債務負担行為を認めたでそれでいいのかという話なのかって聞いておる。

○ 畠山教育委員会理事

先ほど指定管理の例を上げていただきましたが、この後、付託議案ということで桜運動施設、指定管理で行う場合は議決が必要ということでございます。今ここで上がっています債務負担行為、先ほどのバスとか維持管理につきましては一般の委託業務でございますので、そういった議会へ議決をいただくというような行為はございません。

○ 伊藤嗣也委員長

他によろしいでしょうか。

(なし)

○ 伊藤嗣也委員長

当議案につきましては、既に採決が終わっておりますので、この程度とさせていただきます

ます。委員長としまして、進行、誠に申しわけございませんでした。

それでは、理事者の入れ替えをお願いして、最後の付託議案だけ、委員の皆さん、お疲れのところ、よろしく願いをいたします。

議案第55号 四日市市桜運動施設の指定管理者の指定について

○ 伊藤嗣也委員長

お疲れのところ、済みません。それでは、ここから教育民生常任委員会として、議案第55号四日市市桜運動施設の指定管理者の指定についての審査を行います。

議案第55号四日市市桜運動施設の指定管理者の指定につきまして説明を求めます。

○ 川森スポーツ課長

スポーツ課、川森でございます。よろしくお願いいたします。

議案第55号四日市市桜運動施設の指定管理者の指定について、議案書71ページになりますが、この桜運動施設につきましては、ことしの6月定例月議会で債務負担行為の予算を認めていただいたところでございます。指定管理者として、四日市市体育協会グループ、指定の期間として、平成28年4月1日から平成31年3月31日までとしようとするものでございます。

教育委員会資料ナンバー1の資料をご覧いただきたいというふうに思います。紙ベースではインデックス①というふうにつけさせていただきまして、よろしいでしょうか。

開けていただきまして、四日市市桜運動施設指定管理者候補者審査報告書をつけさせていただいております。1ページをご覧いただきたいというふうに思います。

四日市市指定管理者選定委員会から、10月9日、教育長のほうへ報告がございました。桜運動施設の指定管理者につきましては、公募によらず、四日市市体育協会グループを特定しまして、指定管理者の候補としたものでございます。この理由は、四日市市には桜運動施設以外に29の運動施設がございまして、この運動施設を管理する四日市市体育協会グループが桜運動施設をほかの29の施設と一体的に管理し、利用申請等の受け付けを行うほうが利用者への利便性を高めることにつながり、住民サービスの向上に寄与するものと考えたためでございます。したがって、市内29の運動施設の指定管理期間との終期をそ

ろえまして、桜運動施設の指定の期間も平成28年4月1日から平成31年3月31日までの3年間としております。

3ページ、ご覧をいただきたいと思います。

こちらには審査意見が記載されております。四日市市体育協会グループについては、中央緑地運動施設や楠緑地運動施設の事務所においても桜運動施設の予約を可能とし、当運動施設からも他の29の運動施設の受け付けが可能となるよう推進していくという姿勢が評価できるものとしています。また、そのほかに、他の29の運動施設と備品の共有による経費削減などの提案も高く評価したとしております。

4ページには、指定管理者候補者選定審査の集計票を添付させていただいておりますので、ご参考にしていただきたいというふうに思います。

説明は以上でございます。

○ 伊藤嗣也委員長

説明はお聞き及びのとおりでございます。

委員の皆様、ご質疑がございましたら、ご発言願います。

○ 土井数馬委員

ここ、競争相手なしということなんですけれども、前回も聞いたんですけれども、前回、たしか提案価格を市のほうから出していたと思うんですが、安くなるか高くなるかはわからないだろうと私は言っておったけど、安く抑えてもらえる場合もあるんじゃないかと思ったんですけれども、今回、向こうが示してきた提案価格というのは、前、四日市が示した価格とはどのぐらい違うんですか。

○ 川森スポーツ課長

さきに債務負担限度額を3年間で2500万円ということで認めていただいたところでございますが、これに対する四日市体育協会グループの提案額は2430万円でございます、減額額としましては70万円、97%であったということでございます。

○ 土井数馬委員

ちょっと安かったんですね。じゃ、結構です。

○ 伊藤嗣也委員長

他にございますか。

○ 小川政人委員

ちょっと教えてほしいんですけど、指定管理者選定委員会というのをこうやってやると、お金は要るのかな。費用は要るのかな。

○ 川森スポーツ課長

私ども教育委員会として支払っているのではございませんけれども、指定管理者選定委員会には報酬は支払われているというふうに思っております。

○ 小川政人委員

もっともらしく、こうやってやるんですけど、決まっておるのに、そんな費用をかけてする必要はあるのかねという、これはどうしてもせんならん、そういうシステムなんかどうか、ようわからんのか。

○ 川森スポーツ課長

先ほどのご指摘でございますけれども、一応、特定でございまして、提案内容の6割の評価をされないと、指定管理の候補者というふうになることができないということになりますので、基本的には、6割を超えたからここに案件として上げさせていただいたということでございます。

○ 小川政人委員

そうすると、特定であっても、これが6割の、60%の点数が総合得点でなかったらほかへ行くということなんですか。

○ 川森スポーツ課長

そういうことになります。

○ 伊藤嗣也委員長

よろしいですか。

他にございますでしょうか。

(なし)

○ 伊藤嗣也委員長

なしという声をいただきました。他にご質疑もないようでございますので、これより討論に移ります。

討論がありましたら、ご発言願います。

(なし)

○ 伊藤嗣也委員長

別段ないようでございますので、採決へ移りたいと思います。

それでは、採決を行います。

(異議なし)

○ 伊藤嗣也委員長

反対表明もないため、簡易採決により行います。

議案第55号四日市市桜運動施設の指定管理者の指定につきましては、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(異議なし)

○ 伊藤嗣也委員長

ご異議なしと認め、本件は可決するものと決しました。

[以上の経過により、議案第55号 四日市市桜運動施設の指定管理者の指定について、

採決の結果、別段異議なく可決すべきものと決する。]

○ 伊藤嗣也委員長

本日は以上で終わり、月曜日につきましては協議会に入りたいと思います。

委員の皆様におかれましては、本日はお疲れさまでございました。また、進行上不手際がありましたこと、改めておわび申し上げます。

どうもありがとうございました。お疲れさまでした。

16 : 44 閉議